

国分寺市教育ビジョン



平成 27 年2月

国分寺市教育委員会

はじめに

国分寺市教育委員会はこれまで、教育目標に「互いの人格を尊重し、思いやりのある心豊かな市民」「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民」「健康でたくましく、共に生きる市民」の育成を掲げて、その教育目標に基づき、多岐にわたる主要施策を推進してきました。また、教育に関する課題や取組状況の方向性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進を図るため、毎年度主要施策の取組状況について点検・評価を行ってまいりました。

近年、グローバル化や少子高齢化、高度情報化など、教育を取り巻く環境は刻々と変化しています。このような流れの中、教育基本法が改正され、地方公共団体に対して、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが努力義務として規定されました。これを受け、国分寺市教育委員会では、教育目標を基本理念とした、「国分寺市教育ビジョン(以下「教育ビジョン」という。)」を策定することとなりました。

教育ビジョンの策定にあたり、平成 26 年4月に(仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。計 12 回の検討委員会を開催し、学識経験者、各関係団体の皆様から意見聴取(ヒアリング)を行い、また、パブリック・コメントにて市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、修正を経ながら計画を策定してまいりました。

子どもたちが将来の夢と希望にあふれ、すべての市民が生涯を通して主体的に学んでいける理想のまちづくりのためには、行政・学校・家庭・地域社会が互いに連携しながら、社会全体で取り組むことが大切です。人と人がつながり、まちの中で学びが循環していく社会を目指し、国分寺市教育委員会は全力で教育ビジョンの実現に取り組んでまいります。

平成 27 年2月

国分寺市教育委員会

目次

第一章 国分寺市教育ビジョンについて	1
Ⅰ 国分寺市教育ビジョンの基本的な考え方	2
Ⅱ 計画の策定にあたって	3
1 趣旨	
2 教育ビジョンの期間	
3 位置づけ	
Ⅲ 教育ビジョンの体系	5
第二章 施策・事業の展開	10
Ⅰ 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します	
1 豊かな心をはぐくみます	11
取組の柱1 人権尊重教育の推進	12
取組の柱2 道徳教育の推進	13
取組の柱3 いじめ防止等に関する取組の推進	14
取組の柱4 社会の変化に対応できる力の育成	15
取組の柱5 体験的活動の充実	16
2 確かな学力を伸ばします	17
取組の柱1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得	19
取組の柱2 思考力・判断力・表現力の育成	20
取組の柱3 学習意欲の向上	21
取組の柱4 個に応じた指導の充実	22
3 健やかな体を育てます	23
取組の柱1 生涯スポーツの基礎づくり	24
取組の柱2 健康安全に生活する力の育成	25
Ⅱ 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進します	
1 教員の資質・能力を高めます	26
取組の柱1 授業力の向上	28
取組の柱2 生活指導力の向上	29
取組の柱3 組織運営力の向上	30
取組の柱4 外部折衝力の向上	31
2 家庭や地域の教育力を高めます	32
取組の柱1 家庭・地域との連携の推進	33
取組の柱2 家庭の教育力向上への支援	34
3 学校環境を整えます	35
取組の柱1 施設整備の充実	37
取組の柱2 質の高い学校給食の推進	38
取組の柱3 防災・防犯対策の推進	39

Ⅲ 子ども一人ひとりに応じた支援を充実します

1 充実した学校生活になるように支援します	40
取組の柱1 特別支援教育体制の充実	41
取組の柱2 特別支援教育の理解推進	42
取組の柱3 特別支援教育基本計画の策定	43
2 一人ひとりに応じた教育相談の体制を整えます	44
取組の柱1 教育相談体制の強化	45
取組の柱2 関係諸機関等との連携の推進	46

Ⅳ だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します

1 だれもがいつでも学べる学習機会を充実します	47
取組の柱1 学ぶ機会の提供	49
取組の柱2 自主的な学びの支援	50
取組の柱3 学習環境の整備	52
2 学校や地域とともに学びます	53
取組の柱1 学校・地域との連携	54
取組の柱2 学びを活かす機会の創出	55
3 生涯スポーツ社会の実現を目指します	56
取組の柱1 健康づくりスポーツの推進	58
取組の柱2 競技志向スポーツの充実	59
取組の柱3 スポーツに親しむ環境の整備	60

Ⅴ 歴史遺産を活かした歴史のまちづくりを推進します

1 文化財に対する理解を深めます	61
取組の柱1 文化財普及事業の推進	62
取組の柱2 ふるさと文化財愛護ボランティアの養成と活動支援	63
2 市の歴史遺産の調査研究、保存、整備活用を進めます	64
取組の柱1 市内文化財の調査・研究の推進	65
取組の柱2 文化財の保存・公開活用の推進	66
取組の柱3 史跡の保存・整備・活用の推進	67

★資料編★	68
Ⅰ 用語解説	69
Ⅱ (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会設置規程	74
Ⅲ (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会委員名簿	76
Ⅳ (仮称)国分寺市教育ビジョン(案)に関するヒアリング実施概要	77
Ⅴ (仮称)国分寺市教育ビジョン(案)市民説明会実施概要	77
Ⅵ (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会開催経過	78

【用語解説について】

解説が必要な用語については「*」を付けています。なお、同ページ内に同じ用語が複数ある場合には、最初の用語にのみ「*」を付けています。

また、資料編には用語解説及び各用語の掲載ページを一覧としてまとめています。



第一章

国分寺市教育ビジョンについて

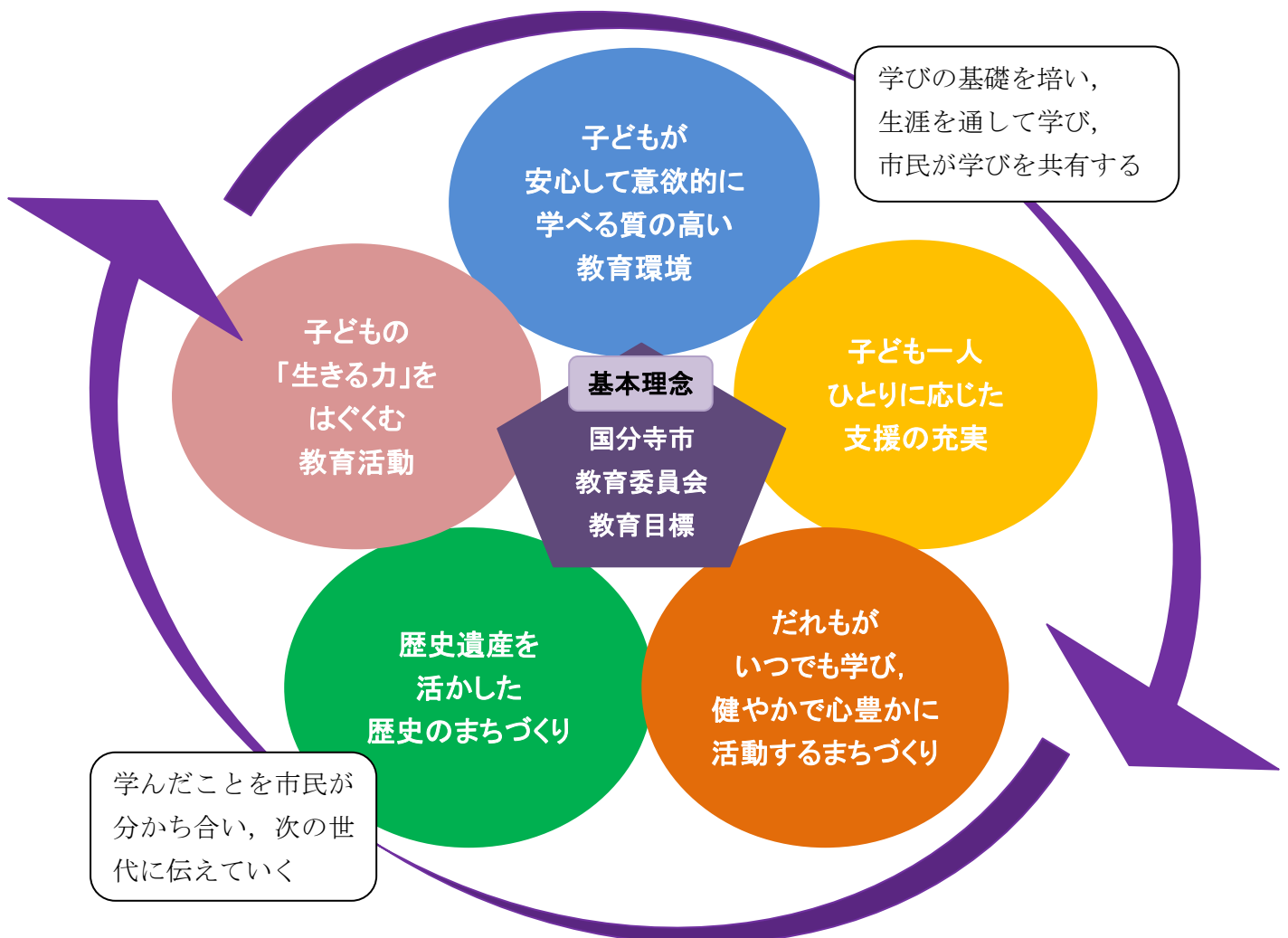
I 国分寺市教育ビジョンの基本的な考え方

人と人がつながり，学びが 循環するまちの実現を目指して

国分寺市教育ビジョンは、すべての市民が生涯を通して主体的に学べるまちづくりの実現を目指すための計画です。すべての子どもたちが互いの個性を尊重し、認め合うことができる教育の実現や、「歴史のまち」である国分寺市の文化や歴史を後世へ伝承するしくみづくりなど、市の教育に必要なさまざまな施策を展開します。

そのまちづくりの実現のためには、子どもの頃から、学校等で学びの基礎を培うことはもちろん、自ら学んでいく姿勢・意欲を育むことが大切です。その「学びたい」という意欲にこたえるため、行政や地域等が連携し合い、生涯を通して学ぶことができる環境整備を行っていきます。そのように学校や地域等で学んだことを、市民一人ひとりが互いに連携して共有し、学びを地域に還元する機会の活用等により次の世代へ伝えていきます。これにより、まちの中で世代を超えて学びが循環することになります。

国分寺市教育ビジョンでは、国分寺市教育委員会の教育目標を基本理念として、下記の5つの施策の方向性を中心に、人と人がつながり、学びが循環するまちの実現を目指していきます。



II 計画の策定にあたって

1 趣旨

これまで、本市においては、国分寺市教育委員会の教育目標に基づき主要施策を定め、さまざまな施策に取り組んできました。

国は、平成 25 年度に第2期教育振興基本計画を策定し、平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間に取り組むべき具体的な施策を示しました。また、東京都は、平成 25 年度に東京都教育ビジョン(第3次)を策定し、東京都が目指すこれからの教育の 10 の取組の方向と 23 の主要施策を示しました。

このような流れの中、国分寺市教育委員会においては、市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「国分寺市教育ビジョン」を策定いたしました。

教育ビジョンは、国分寺市教育委員会の教育目標を基本理念として位置づけ、人と人がつながり、学びが循環するまちの実現を通して、学校教育や社会教育の基本的な施策を体系的に整理し直し、中長期的な視点に立って施策を展開していきます。

国分寺市教育委員会の教育目標

国分寺市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法に基づき、子どもたちが平和を愛し人権を尊重するとともに、郷土国分寺市の自然や文化を大切にして、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを願う。

また、学校教育と社会教育が融合し、学校・家庭・地域社会の緊密な連携のもと、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶとともに、進んで教育に参加する社会の実現を目指し、

- 互いの人格を尊重し、思いやりのある心豊かな市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 健康でたくましく、共に生きる市民

の育成に努める。

2 教育ビジョンの期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を一つの区切りとして、主要施策の進捗状況について、点検・評価を行います。

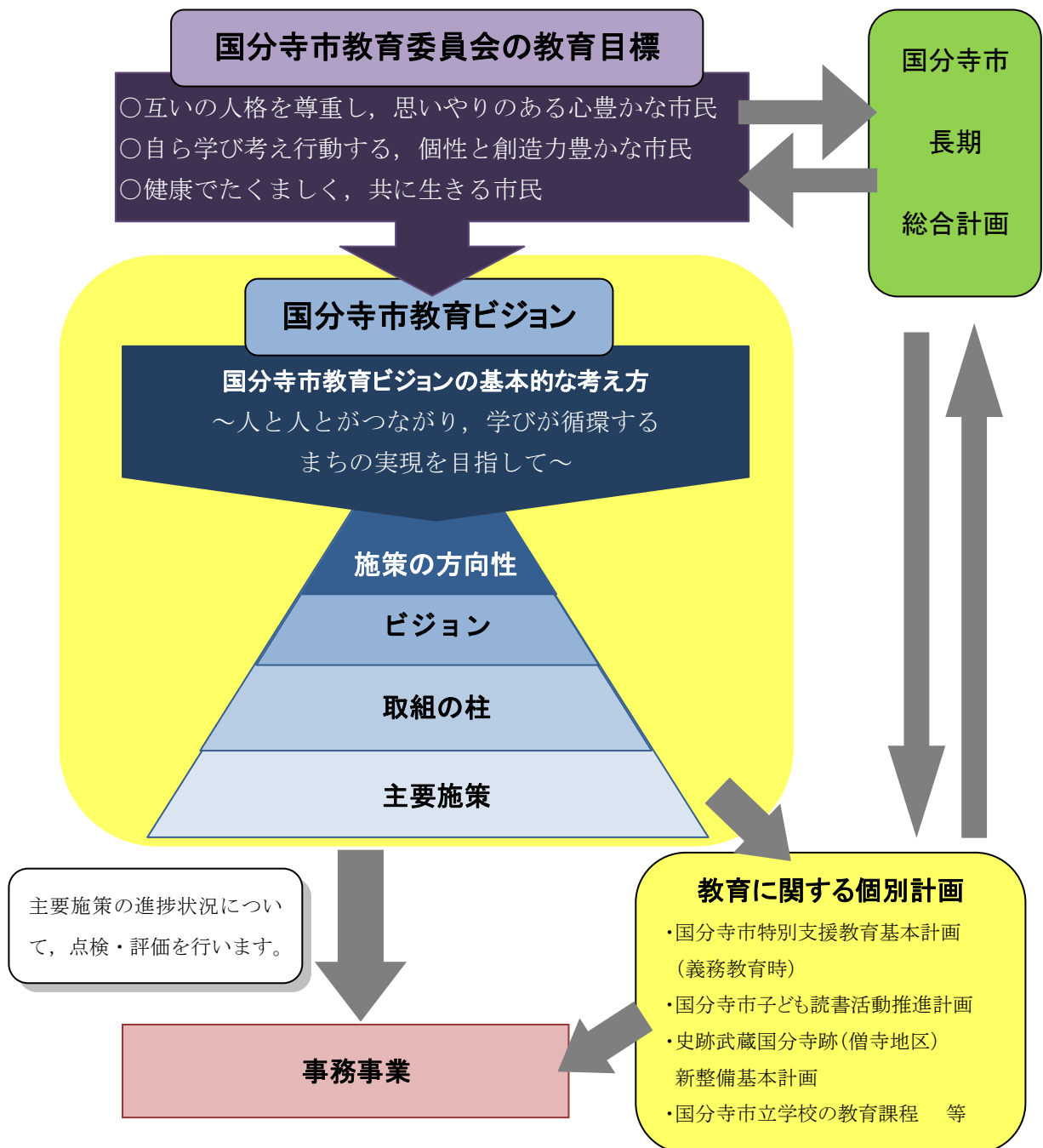
また、その間においても、教育をめぐる社会状況の変化や事業の実施状況を踏まえ、必要な改定を行うこととします。

3 位置づけ

国分寺市教育ビジョンは、教育基本法第17条により定めることが求められている、国分寺市の「教育振興基本計画」として位置付けます。本市における教育行政の方向性を示す計画であり、具体的な施策については、国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)、国分寺市子ども読書活動推進計画、国分寺市立学校の教育課程等の個別計画で定めていきます。国分寺市長期総合計画をはじめとする関係計画とも整合性を図りながら、具体的な施策を積極的に推進していきます。

教育ビジョンでは、5つの施策の方向性とそれに対応するビジョン、取組の柱を掲げ、さらに取組の柱を達成するための主要施策を示し、今後の国分寺市の目指す教育の姿を明確にいたします。

また、教育ビジョンの主要施策を受けて決定する事務事業を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で義務付けられた教育委員会の点検・評価の対象とし、教育の計画行政の仕組みとして推進していきます。



Ⅲ 教育ビジョンの体系

【施策の方向性Ⅰ】子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します

ビジョン		取組の柱		主要施策
1	豊かな心をはぐくみます	1	人権尊重教育の推進	(1)学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育の推進
				(2)学校全体での人権教育の取組の充実
				(3)人権教育に関する実践的研究や研修の充実
		2	道徳教育の推進	(1)教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
				(2)学校・家庭・地域社会が連携した道徳教育の充実
(3)道徳教育に関する実践的研究や研修の充実				
3	いじめ防止等に関する取組の推進	(1)いじめ防止に向けた取組の充実		
		(2)いじめ防止教育の充実		
		(3)いじめ防止対策審議会の充実		
		(4)虐待防止対策の推進		
4	社会の変化に対応できる力の育成	(1)国際理解教育への取組の充実		
		(2)情報化社会への対応の推進		
		(3)環境教育の充実		
		(4)平和に関する学習機会の充実		
5	体験的活動の充実	(1)職場体験学習の充実		
		(2)体験学習・宿泊学習の充実		
		(3)ボランティア活動の充実		
		(4)クラブ活動・部活動の充実		
2	確かな学力を伸ばします	1	基礎的・基本的な知識及び技能の習得	(1)基礎的・基本的な知識及び技能の習得に関する授業改善推進プランの策定
				(2)習熟度別少数指導の「基礎コース」の工夫改善
				(3)反復学習の充実
				(4)家庭学習の習慣化の推進
				(5)学習補充活動の充実
		2	思考力・判断力・表現力の育成	(1)思考力・判断力・表現力の育成に関する授業改善推進プランの策定
				(2)言語活動の推進
				(3)教員の授業力向上
				(4)教材・教具の活用の充実
		3	学習意欲の向上	(1)学習状況調査の活用の推進
				(2)体験的活動を取り入れた授業の充実
				(3)指導と評価の一体化の推進
				(4)外部人材との連携の強化
				(5)学校図書館の活用の推進
				(6)科学教室の活用の推進
		4	個に応じた指導の充実	(1)習熟度別少数指導の充実
(2)各教科における個に応じた指導の充実				
(3)キャリア教育の充実				
(4)キャリア教育の充実				
(3)キャリア教育の充実				
3	健やかな体を育てます	1	生涯スポーツの基礎づくり	(1)体育の授業の充実
				(2)全国体力・運動能力、東京都統一体力テストの活用の推進
				(3)運動習慣の確立
				(4)運動部活動の充実
		2	健康安全に生活する力の育成	(1)保健領域の学習の充実
				(2)食育の推進
				(3)アレルギー対応の推進
				(4)学校保健委員会の活用の推進
				(5)セーフティ教室や薬物乱用防止教室の充実
				(5)セーフティ教室や薬物乱用防止教室の充実

【施策の方向性Ⅱ】子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進します

ビジョン		取組の柱		主要施策
1	教員の 資質・能力を 高めます	1	授業力の向上	(1)教員研修の充実
				(2)市教育研究会の活性化の支援
				(3)校内研究(研修)と協議の充実
				(4)学校公開による授業の充実
				(5)管理職による授業観察と指導の充実
		2	生活指導力の向上	(1)関係機関との連絡会の推進
				(2)生活指導主任会の充実
				(3)学校と警察との相互連絡協定の活用の推進
				(4)問題行動調査、いじめ調査の実施と活用の推進
				(5)指導主事による学校訪問の実施
				(6)学校行事や児童・生徒会活動の活性化
				(7)部活動への支援や地域スポーツへの協力の推進
		3	組織運営力の向上	(1)管理職や幹部教員のマネジメント力向上
(2)校内組織の見直しと充実				
(3)学校評価を利用したPDCAサイクルの確立				
(4)職務を通じた研修(OJT)の充実				
4	外部折衝力の向上	(1)地域行事等への積極的参加の奨励		
		(2)授業や体験活動等における外部人材との連携の強化		
		(3)ボランティアや社会貢献活動への参加、協力の推進		
2	家庭や地域の 教育力を 高めます	1	家庭・地域との連携の 推進	(1)国分寺市 教育7DAYSの充実
				(2)外部人材との連携による教育活動の推進
				(3)地域における職場体験の充実
				(4)サマースクールの充実
				(5)コミュニティ・スクール協議会、学校運営協議会の活性化
				(6)学校評価の効果的な活用の推進
				(7)学校公開の充実
				(8)児童・生徒、保護者アンケートの活用の推進
				(9)ブログ等を活用した学校情報の発信の充実
		2	家庭の教育力向上への 支援	(1)家庭教育に関する保護者への情報提供
(2)子育て支援に関する連携及び協力体制の充実				
(3)保護者への支援体制の充実				
(4)親子で参加できる講座の充実				
3	学校環境を 整えます	1	施設整備の充実	(1)各学校の施設維持管理の充実
				(2)市立小・中学校校舎及び屋内運動場の大規模改修の推進
				(3)トイレ及びプールの改修の推進
				(4)ICT環境の整備の充実
				(5)学校備品の充実
		2	質の高い学校給食の推 進	(1)栄養職員等による食育指導の充実
				(2)地場野菜の使用割合の拡充
				(3)給食残菜の減少の推進
				(4)自校式による小学校給食調理業務の充実
				(5)食品の安全性の確保及びアレルギー食対応の徹底
				(6)給食食材の放射性物質検査の継続
		3	防災・防犯対策の推進	(1)非構造部材への対応の推進
				(2)通学路への防犯カメラ設置の推進
				(3)通学路の安全点検の徹底
				(4)地域の見守り活動の推進
		(5)地域や保護者と連携した防災訓練の充実		

【施策の方向性Ⅲ】子ども一人ひとりに応じた支援を充実します

ビジョン		取組の柱		主要施策	
1	充実した学校生活になるように支援します	1	特別支援教育体制の充実	(1)特別支援教育相談員の派遣の推進	
				(2)特別支援教育支援員, 特別支援学級介助員, 特別支援教育クラスアシスタントの配置の充実	
				(3)校内委員会の推進	
		2		特別支援教育の理解推進	(4)個別の教育支援計画の活用の推進
					(5)特別支援教室の設置と活用の推進
					(6)副籍制度事業の充実
3	特別支援教育基本計画の策定	(1)特別支援教育研修会の充実			
		(2)就学相談の充実			
		(3)教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実			
2	一人ひとりに応じた教育相談の体制を整えます	1	教育相談体制の強化	(1)国分寺市第3次基本計画の策定	
				(1)教育相談室の充実	
				(2)不登校児童・生徒への対応の強化	
				(3)適応指導教室(トライルーム)の充実	
		2		関係諸機関等との連携の推進	(4)スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーによる支援の充実
					(1)生活指導部会等を中心とした組織対応の充実
(2)関係諸機関との連携の強化					

【施策の方向性Ⅳ】だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します

ビジョン		取組の柱		主要施策
1	だれもがいつでも学習機会を充実します	1	学ぶ機会の提供	(1)公民館における学習機会の充実
				(2)図書館における資料・情報提供の充実
				(3)家庭での学習支援の推進
				(4)障害者に対する学習支援の推進
				(5)地域の課題解決に向けた学習の充実
				(6)地域情報の提供の拡充
		2	自主的な学びの支援	(1)公民館におけるグループ活動支援の推進
				(2)図書館における情報収集の支援の推進
				(3)図書館のレファレンスサービスの拡充
3	学習環境の整備	(4)家庭教育活動支援の推進		
		(5)障害者学習活動支援の推進		
		(6)市民がともに学ぶ場の拡充		
		(7)学習活動の発表の機会の拡充		
		(8)情報格差をなくす学習機会の充実		
		(1)学習や活動に関する情報発信の拡充		
2	学校や地域とともに学びます	1	学校・地域との連携	(2)ICTを活用した環境整備の推進
				(3)ともに学ぶ学習機会充実の仕組みづくり
				(4)公民館・図書館の施設維持管理の充実
				(5)安全・安心な施設整備の推進
				(6)図書館機能の拠点の拡充
				(7)電子予約システムの整備の推進
				2
		(2)学校との協働事業の推進		
		(3)市民との協働事業の推進		
		(4)学校施設を活用した事業の推進		
		(5)市民の交流活動の推進		
		(6)近隣の関連機関・民間機関との連携事業の推進		
		(7)行政等関係部署と連携した学習機会の提供の推進		
		3	生涯スポーツ社会の実現を目指します	1
(2)学習の地域還元の推進				
(3)学習成果の活用の推進				
(4)文化財を活かした地域コミュニティの形成への支援の推進				
2	競技志向スポーツの充実			(5)指導者等の育成の推進
				(6)学習支援体制の推進
				(1)高齢者・障害者スポーツの充実
				(2)レクリエーション活動の充実
				(3)総合型地域スポーツクラブへの支援拡充
3	スポーツに親しむ環境の整備			(4)スポーツ推進委員の活動の充実
				(1)選手団派遣の推進
				(2)市民体育大会の充実
				(3)競技スポーツ選手養成の推進
				(4)体育協会への支援の充実
				(5)スポーツ推進委員育成の推進
(1)市民の自主的なスポーツ活動への支援の推進				
(2)身近な場所でスポーツに親しめる場の充実				
(3)市民が気軽にスポーツを楽しむ機会の充実				
(4)体育施設の維持管理の充実				

【施策の方向性Ⅴ】歴史遺産を活かした歴史のまちづくりを推進します

ビジョン		取組の柱		主要施策
1	文化財に対する理解を深めます	1	文化財普及事業の推進	(1)学校教育としての文化財活用の推進
				(2)校外学習事業の拡大
				(3)文化財に触れる機会の拡充(各種文化財普及イベントの開催)
				(4)デジタル博物館による文化財に関する情報提供の推進
				(5)国分寺市の歴史に関する情報提供の推進
				(6)歴史の伝承の推進
		2	ふるさと文化財愛護ボランティアの養成と活動支援	(1)ボランティア活動者数の拡大(ボランティア養成講座の実施)
				(2)ボランティア活動事業の充実
				(3)ボランティア活動支援の推進
				(4)ボランティアによる文化財普及活動の拡充
2	市の歴史遺産の調査研究、保存、整備活用を進めます	1	市内文化財の調査・研究の推進	(1)埋蔵文化財調査の推進
				(2)史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の究明の推進
				(3)市内文化財総合調査の推進
				(4)古文書及び民具の究明の推進
				(5)おたかの道湧水園内歴史的建造物保存修理事業の推進
				(6)調査研究の成果(報告書)公開の推進
		2	文化財の保存・公開活用の推進	(1)出土した埋蔵文化財(出土品)の保存再整理の推進
				(2)おたかの道湧水園内歴史的建造物(旧本多家住宅長屋門)の保存・公開活用の推進
				(3)東京都指定名勝「真姿の池湧水群」の保存・公開活用の推進
				(4)文化財展示施設を中心とした公開展示の充実
			(5)保存・公開施設の設置の検討	
3	史跡の保存・整備・活用の推進	(1)史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の保存管理の推進		
		(2)史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の指定地公有化の推進		
		(3)史跡武蔵国分寺跡保存整備事業(僧寺地区)の推進		
		(4)史跡地内の道路付け替えの行政課題への対応の推進		
		(5)事前遺構確認調査学術報告書作成の推進		



第二章

施策・事業の展開

施策の方向性 I

子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します

【ビジョン1】 豊かな心をはぐくみます

【国分寺市の目指す姿】

- 人権を尊重する教育や道徳教育が充実し、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性や社会性が育っています。
- 子どもたちが、いじめや暴力などに悩むことのない、一人ひとりが大切にされる学校が実現し、保護者や地域の方からの信頼も一層高まっています。

【現状と課題】

子どもたちが、人間としてのよりよい生き方を求め、互いの人格を尊重し、思いやりのある心豊かな市民として成長していくことは、すべての大人の願いです。

国分寺市では、これまで学校教育を中心に、子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育に取り組んできました。

市教育委員会では、学校における人権教育や道徳教育の充実を図るために、推進委員会を設置し、指導方法や指導内容の改善・充実に努めてきました。

また、市立小・中学校では、全校で道徳授業地区公開講座を実施し、道徳の授業を全学級で公開するとともに、学校と家庭・地域の三者が共に語り合う意見交換会や、共に学び合う講演会を行うなど、学校と家庭・地域が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育にも取り組んできました。

しかし、現在、いじめ問題をはじめ、子どもたちの規範意識*の希薄化や生活習慣の確立が不十分であること、自尊感情の乏しさや人間関係を形成する力の低下など、子どもたちの心の状況にかかわる課題が数多く指摘されています。

国分寺市の子どもたちの状況として、平成26年度に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の意識調査では、次のような結果が見られました。

<p>〈質問〉 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」</p> <p>小学校6年生 「当てはまる」 87.8% 「どちらかと言えば当てはまる」10.1%</p> <p>中学校3年生 「当てはまる」 66.3% 「どちらかと言えば当てはまる」24.2%</p>

<p>〈質問〉 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。」</p> <p>小学校6年生 「当てはまる」 81.2% 「どちらかと言えば当てはまる」14.4%</p> <p>中学校3年生 「当てはまる」 76.7% 「どちらかと言えば当てはまる」18.5%</p>

これらの結果から、国分寺市の子どもたちの多くは、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」「人の気持ちが分かる人間になりたい」と思っており、良好な結果と言えます。この傾向を維持し、更に、「当てはまる」と回答する割合が100%になることを目指していくことが重要です。

国分寺市のすべての子どもたちが、確かな倫理観や道徳性を身に付け、将来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く、未来社会の形成者として成長するためにも、学校、家庭、地域社会が一体となって、子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育活動の一層の充実に取り組むことが求められています。

取組の柱1 人権尊重教育の推進

子どもたちが、人権尊重の理念を理解し、実践する態度を身に付けるために、発達段階に応じて、人権の意義や内容、重要性についての理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、さまざまな場面や状況で具体的な態度や行動をとり、人権が尊重される社会づくりに寄与する資質や能力をはぐくむ人権教育を推進していきます。

【主要施策】**(1) 学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育の推進**

人権教育の一層の充実を図るために、全体計画や年間指導計画などを作成し、各教科等の特質に応じて、人権課題や人権問題に関する学習を、教育活動全体を通じて計画的に進めます。

(2) 学校全体での人権教育の取組の充実

全市立小・中学校で、人権について重点的に考える人権週間に合わせて、人権集会や人権標語づくり、人権メッセージや人権作文の発表会等の取組を充実し、児童・生徒一人ひとりの人権を大切にすることを心がけます。

(3) 人権教育に関する実践的研究や研修の充実

市立小・中学校における人権教育の一層の推進を図るために、指導方法や指導内容の充実・改善に関する実践的研究や研修を充実します。

◎東京都人権施策推進指針に示された9つの人権課題
及びその他の人権問題

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 女性 | 6 アイヌの人々* |
| 2 子ども | 7 外国人 |
| 3 高齢者 | 8 HIV*感染者等 |
| 4 障害者 | 9 犯罪被害者やその家族 |
| 5 同和問題* | 10 その他の人権問題「路上生活者（ホームレス）」 |

取組の柱2	道徳教育の推進
--------------	----------------

子どもたちが、確かな倫理観や道徳性を身に付けるために、これからの社会を生きていく上で求められる人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、自立心や自尊感情、他者とかかわり社会の一員としてその発展に貢献することができる力などの豊かな心をはぐくむ道徳教育を、学校・家庭・地域社会が連携して推進していきます。

【主要施策】**(1) 教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実**

道徳教育の全体計画や年間指導計画等を改善し、教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図るとともに、道徳教育の要である道徳の時間においては、創意工夫ある授業を展開し、さまざまな道徳的価値について多面的に考え、問題や課題を主体的に判断する能力や道徳的心情、実践意欲や態度等をはぐくむなど、よりよく生きるための資質や能力を培います。

(2) 学校・家庭・地域社会が連携した道徳教育の充実

全市立小・中学校で、道徳の時間の授業公開や保護者・地域との意見交換会等を実施するなど、学校・家庭・地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育む道徳教育を充実します。

(3) 道徳教育に関する実践的研究や研修の充実

市立小・中学校における道徳教育の一層の推進を図るために、指導方法や指導内容の充実・改善に関する実践的研究や研修を充実します。

取組の柱3 いじめ防止等に関する取組の推進

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。このようないじめを根絶するために、子どもたちが、自分を大切にするとともに、他者を認め、いじめを許さない勇気を持ち、互いに思いやりを持ちながら生活することができるよう、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例に基づき、学校・家庭・地域社会が一体となっていじめ防止教育の充実に取り組みます。

【主要施策】**(1) いじめ防止に向けた取組の充実**

全市立小・中学校は、学校の実態に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定め、年間を通して意図的・計画的にいじめ防止教育に取り組みます。

(2) いじめ防止教育の充実

全市立小・中学校で、弁護士等のゲストティーチャー*を招いたいじめ防止に関する授業を実施したり、保護者や地域の方々への理解啓発を図るための授業公開等を実施したりするなど、いじめ防止教育の充実を図ります。

(3) いじめ防止対策審議会の充実

いじめの防止に関する施策の実施状況について検証を行い、専門的な見地から調査・検証・検討を行うため、市教育委員会の附属機関として、国分寺市いじめ防止対策審議会を設置し、いじめ防止対策に役立てていきます。

(4) 虐待防止対策の推進

保護者や関係諸機関等と連携することによって、虐待を早期発見・早期対応するために、必要な体制の整備を進めていきます。

国分寺市立小・中学校いじめ撲滅宣言

いじめは、わたしたちやわたしたちの家族の心を傷つけ、わたしたちから、笑顔、楽しさなど、たくさんのものを奪う行為です。

わたしたちは、この「いじめ防止 児童会・生徒会フォーラムをとおして、ここに、国分寺市立小・中学校の児童・生徒は、いじめをしないこと、いじめをゆるさないこと、すべての国分寺市立小・中学校からいじめをなくすことを宣言します。

平成 22 年 12 月 9 日 国分寺市立小・中学校 児童会・生徒会代表一同

す と つ ぶ こ く ぶ ん じ か じ ょ う

STOPいじめ！国分寺5カ条

～いじめをなくすために一人ひとりがやれること～

- ・ふだんから自分がされていやなことはしない。
- ・いじめを見つけたら、勇気をもって注意しよう。
- ・困っている人がいたら、手をさしのべよう。
- ・みんなでさそい合って、仲良くしよう。
- ・明るいあいさつやあたたかい言葉で友達の輪を広げよう。

平成 25 年度 いじめ防止 児童会・生徒会フォーラム

取組の柱4 社会の変化に対応できる力の育成

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けることが大切です。特に社会の変化の中で、教育に大きな影響を与えられ、国際化、情報化、科学技術の発展、平和に関することや環境の問題を取り上げて、これらに対応する教育活動を推進します。

【主要施策】**(1) 国際理解教育への取組の充実**

グローバル化により政治、経済、文化などさまざまな側面において地球規模での取組が進んでいます。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、参加した国や地域の文化や歴史等の学習、外国人との交流等による国際理解を深める教育を充実します。

(2) 情報化社会への対応の推進

高度情報化社会が進展する中で、子どもに有害な情報を含んださまざまなサイトの濫立、不適切な書き込みなど、インターネットやスマートフォンを利用する上で、子どもが被害者にも加害者にもなり得ることから、情報モラル教育を推進します。

(3) 環境教育の充実

地球規模で課題解決に取り組むことが求められている環境問題について、子どもたちが関心をもち、課題解決に主体的に参加していこうとする態度を養うために、環境家計簿*の作成等の体験的な活動を取り入れた環境教育を充実します。

(4) 平和に関する学習機会の充実

平和を愛し、平和な社会の実現に貢献しようとする態度を養うため、平和の尊さを学習する機会を充実します。また、公民館や図書館などにおいても、平和について学習する機会の充実を図ります。

取組の柱5 体験的活動の充実

子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむために、集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動や、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるための職場体験活動やボランティア活動、自然や動植物を愛し大切にすることを育てる自然体験活動や部活動など、さまざまな体験活動の充実を図ります。

【主要施策】**(1) 職場体験学習の充実**

望ましい勤労観や職業観をはぐくむために、さまざまな事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする職場体験学習を充実します。

(2) 体験学習・宿泊学習の充実

自然や文化などに親しみ、感性を豊かにし、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験的に学び、互いを思いやり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く力をはぐくむために、体験学習や集団での宿泊学習を充実します。

(3) ボランティア活動の充実

身近な地域や社会に奉仕する活動を通じて、他人に共感することや、自分が大切な存在であること、社会の一員であることなどを実感させ、思いやりの心や規範意識^{*}、社会貢献の精神などをはぐくむために、ボランティア活動を充実します。

(4) クラブ活動・部活動の充実

クラブ活動・部活動は、異年齢集団での交流や、共通の興味・関心を追及する楽しさを味わう機会であり、望ましい人間関係や個性の伸長、自主的・実践的態度を育てることから、小学校のクラブ活動や中学校での部活動の充実を図っていきます。

【ビジョン2】 確かな学力を伸ばします

【国分寺市の目指す姿】

- 児童・生徒は、意欲とめあてをもって学び、基礎的・基本的な知識や技能について十分に習得ができています。
- 児童・生徒は、習得した基礎的・基本的な知識や技能を活用し、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けています。

【現状と課題】

はじめに、国分寺市の児童・生徒の学力及び学習状況の実態についてですが、市内の小・中学校は、どの学校でも児童・生徒が落ち着いて学習に取り組み、東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」においても良好な調査結果となっています。また、保護者の教育に関する関心も高く、学校の教育活動に協力的です。

東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の調査結果によると、国分寺市の公立小・中学校に通う児童・生徒の学力及び学習状況に関する実態は次の通りとなっています。

～東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果より～
(平成 22 年度～平成 25 年度)

◆調査の概要

①対象者

- ・市内公立小学校第5学年(平成 22 年度のみ小学校第4学年と第5学年が調査内容を分けて実施)
- ・市内公立中学校第2学年(平成 22 年度のみ中学校第1学年と第2学年が調査内容を分けて実施)

②調査項目

- ・「基礎的・基本的事項」に関する問題と「読み解く力」(取り出す力, 読み取る力, 解決する力に関する内容)に関する問題
 - 小学校・・・国語・社会・算数・理科の4教科
 - 中学校・・・国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科
- ・学習に関する意識調査

◆結果から分かること

- ① 小学校4教科, 中学校5教科について、「基礎的・基本的事項」に関する内容、「読み解く力」ともに、東京都の平均を上回っている。
- ② 小学校, 中学校ともに、複数の資料や情報を関連付けて考察する力が不十分である。
- ③ 「自分のことを大切な存在だと感じているか」という設問に対して、児童・生徒の回答は肯定的なものが多いが、年齢が上がると肯定的な回答は減少傾向が見られる。
- ④ 毎日30分以上学校外で学習をするという観点では、小学校は東京都の平均と同程度であり、中学校は東京都の平均を大きく上回っている。
- ⑤ 小学校, 中学校ともに、朝食を食べる習慣が東京都の平均よりも高い。これは、家庭における生活習慣が良好であり、保護者も児童・生徒の健康や教育に関心が高いことがうかがえる。

次に、この調査結果を踏まえ、確かな学力を育むために、次の5つの課題の解決を図ります。

① 児童・生徒の学力状況に基づいた授業改善

小学校、中学校とも学力状況は、東京都の平均よりも高い結果にあります。これは、学校での学習指導の成果でもありますが、家庭の教育力に支えられている面も大きいと思います。学校は、このことに甘んじることなく、現在の児童・生徒の実態に基づき、より一層の学力向上を図ります。

② 学力の三要素に基づいた学習指導

現行の学習指導要領*に基づき、学力の三要素に基づいた授業改善を推進します。

- 関心・意欲・態度(導入)……………まずはやる気にさせる
- 基礎的・基本的知識・技能……………習得すべきことはきちんと習得させる
- 思考力・判断力・表現力……………知識・技能を活用した問題解決的な学習
- 関心・意欲・態度(まとめ)……………学習評価と次の学習への意欲付け

③ 小学校から中学校への円滑な接続

小学校から中学校へ進学するにあたり、学力の定着状況がその後の学習意欲に影響することも考えられます。このため、小学校においては、中学校の学習で困らないよう、基礎的・基本的な知識・技能のより一層の定着を図ります。

④ 中学校段階での学ぶ意義と目的意識の高揚

中学校においては、学習に関する関心や自尊感情の低下傾向がみられます。これは、学習内容が増加するとともに部活動や塾などで時間に追われる生徒の生活実態から、日々の学習課題をこなすことで精いっぱい状況となっていることが伺えます。成績や評価の向上だけでなく、学ぶ意義や目的意識をしっかりともたせていきます。

⑤ 個に応じた指導の充実

生徒や保護者にとって関心は、学力調査の平均正答率ではなく、個々の児童・生徒の学力状況です。どの学校・学級にも学習に困難を感じる児童・生徒がおり、いかにして学力向上を図るかが課題となっています。このため、算数・数学少人数指導を始め、各教科の特性に応じた教材・教具の工夫、情報通信技術等の活用を図り、個に応じた指導の充実に努めます。また、特別支援教育*の理念を活かし個に応じた指導を推進します。

取組の柱1	基礎的・基本的な知識及び技能の習得
--------------	--------------------------

「基礎的・基本的な知識及び技能」は、すべての児童・生徒がおおむね習得できるようにすることが求められています。また、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」の育成においても重要な要素となります。

読み、書き、計算をはじめ、各教科等の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、予習や復習、反復学習の重要性について教員の意識を高め、授業力の向上を図るとともに、家庭学習の習慣化を図ります。

【主要施策】**(1) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に関する授業改善推進プラン*の策定**

各種学力調査の結果に基づき、「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」に関する課題を授業改善推進プランに明記し、「計画・実行・評価・改善」の循環に基づいた改善を図ります。また、年間を通して全教員で共通して取り組むべき授業改善の視点を定めて実践します。

(2) 習熟度別少人数指導の「基礎コース」の工夫改善

現在、市立小・中学校とも算数・数学を中心に習熟度別少人数指導を実施しています。この「基礎コース」の児童・生徒には、既習学年にさかのぼり未定着な部分を補充する学習を行います。

(3) 反復学習の充実

読み、書き、計算をはじめ、各教科等の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、反復学習を充実させます。また、単元の学習の導入部分では、その単元の学習に必要な既習事項の確認を行い、新しい学習への円滑な導入を図ります。

(4) 家庭学習の習慣化の推進

小学校低学年からの家庭学習の習慣化は、児童・生徒の学力向上に大きな効果を発揮します。家庭学習は、家庭に任せきりにせず、学校から家庭学習の指針と目安を提示することが重要です。保護者の理解と協力を得ながら、家庭学習の習慣化を図ります。

(5) 学習補充活動の充実

夏季休業中の学習教室、放課後学習、定期考査前の質問教室(中学校)などの充実を図ります。市立小学校では放課後子どもプラン*との連携、市立中学校では学生ボランティアの協力を得ることなどにより、公民館等においても学習支援活動を充実させます。

取組の柱2	思考力・判断力・表現力の育成
--------------	-----------------------

「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」の育成は、学習指導要領*の改訂の柱となるものです。各教科における「言語活動」がこの学力を育成する主要場面となります。

言語活動では、自分の考えをもち、他者と伝え合い、再び自分の考えを深めるといった流れを通して、各教科の特性に応じて自分の言葉で表現できる力を育成します。

【主要施策】**(1) 思考力・判断力・表現力の育成に関する授業改善推進プラン*の策定**

各種学力調査の結果に基づき、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力に関する課題を授業改善推進プランに明記し、「計画・実行・評価・改善」の循環に基づいた改善を図ります。また、全教員で共通して取り組むべき授業改善の視点を定めて実践します。

(2) 言語活動の推進

言語活動は、知識・技能を活用して課題を解決する場面を設定し、思考力・判断力・表現力を育成することが目的です。したがって、言語活動を行う際は、活用する知識や技能の確認とともに、育てたい思考力・判断力・表現力を明確にし、学習形態を工夫しながら授業展開を行います。

(3) 教員の授業力向上

言語活動に関する授業展開は、教員の授業研究がとても重要になります。日常の校内における研究授業をはじめ、学校指導課訪問、東京都教職員研修センター、国分寺市教育研究会*などにおける研修機会をとらえて、言語活動に関する研究授業を積極的に行い、授業力向上を図ります。

(4) 教材・教具の活用の充実

言語活動は、一般的に児童・生徒がお互いの考えをもち、それらを伝え合うことで思考を深め合い、その結果を全体に発表するような流れで行われます。自分の考えを記すためのワークシートや小型のホワイトボード、実物投影機、電子黒板などの教材・教具の活用を充実させます。

取組の柱3	学習意欲の向上
--------------	----------------

授業を行うに当たっては、教材や教具の工夫、映像の活用、体験的学習の実施など児童・生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて意欲付けを行います。また、単元のまとめでは、その単元全体を通して児童・生徒の努力と成果を認め、分かる楽しさや学ぶ意義を実感させるとともに、次の単元学習への関連付けを行いさらなる意欲向上を図ります。

【主要施策】**(1) 学習状況調査の活用**

各種学力調査の結果に基づき、学習意欲に関する課題を授業改善推進プラン*に明記し、「計画・実行・評価・改善」の循環に基づいた改善を図ります。特に、学習意欲は生活習慣とも関連が深く、生徒質問紙などの集計結果も参考に、全教員で共通して取り組むべき授業改善の視点を定めて実践します。

(2) 体験的活動を取り入れた授業の充実

身近な教材、地域の特色、実験や実習、創作活動などの体験的活動を充実させることで、学習意欲を高めます。その際、体験的活動のねらいを明確にし、発達段階や教科の特性に応じて児童・生徒の意欲を引き出せるよう活動内容を工夫します。

(3) 指導と評価の一体化の推進

単元のまとめの部分での意欲付けは、その単元の指導計画に沿って児童・生徒の学習状況や学力の伸長状況を的確に把握し評価する必要があります。また、生徒自身の自己評価に対して教師の指導・助言を添えるなど、生徒の努力と成果を認め、その成果を次の学習への意欲付けにつなげます。

(4) 外部人材との連携の強化

学習内容に関連した経験豊かな外部人材の協力を得ることにより、児童・生徒の学習意欲を高めます。例えば、外国語活動や外国語の授業において、英語を母語とする外国人英語指導助手と連携し、児童・生徒に生の英語に触れさせることで意欲を高めます。

(5) 学校図書館の活用

各市立小・中学校とも学校図書館に学校司書が週5日間配置されています。生徒の読書環境の向上により読解力とともに知的好奇心を高めます。また、市立図書館との連携を図り、貸出図書を充実させることにより、学習意欲の向上へとつなげます。

(6) 科学教室の活用

科学教室は、小学校5年生を対象に年間15回、6年生を対象に年間13回開催しています。科学に関する講演会、観察・実験講座や野外観察等の理科教育を通じて科学に対する関心を高め、探究心を育みます。

取組の柱4	個に応じた指導の充実
--------------	-------------------

個に応じた指導は、習熟度の差が大きくなりがちな教科で特に必要となります。また、学習の習得に困難を抱える児童・生徒に対しても、個に応じた指導の工夫や支援が求められています。

算数・数学の習熟度別少人数指導を効果的に進めていきます。基礎、標準、発展などのコースに分け、児童・生徒の習熟度に応じた授業展開を行います。今後、市立中学校では英語の授業においても少人数指導の全校導入を進めていきます。

また、各教科の授業においても、教科の特性を活かしながら個に応じた指導の充実に努めます。

【主要施策】**(1) 習熟度別少人数指導の充実**

習熟度別少人数指導では、基礎コースにおいては、現在行っている学習の習得に必要な既習の基礎的・基本的知識・技能にまでさかのぼって学習を行います。また、発展コースにおいては、生徒の興味・関心を高めるための課題を提示し主体的に学習が進められるようにします。

(2) 各教科における個に応じた指導の充実

どの教科においても、児童・生徒の学習状況や興味・関心に応じた指導を展開します。その際、各教科の特性を活かしながら、グループ学習、教え合い学習、編成など、個別の課題提示など、個に応じた指導の充実に努めます。

(3) キャリア教育*の充実

児童・生徒は、自己の適性や興味・関心に基づいて将来への夢を描いていくものです。これら児童・生徒一人ひとりの適性や興味・関心を活かせるよう、小・中学校9年間を通してキャリア教育を行います。児童・生徒が働くことの意義を理解し、将来の目標をもって主体的に学習に取り組めるようにします。

【ビジョン3】 健やかな体を育てます

【国分寺市の目指す姿】

- 適切な運動経験の場の充実により、体力が向上するとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力が育っています。
- 健康・安全についての理解が深まり、明るく楽しい生活を営むことのできる態度が育っています。

【現状と課題】

「体力」は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力という精神面の充実に大きくかわる「生きる力」の重要な要素です。つまり、「体力」は人が生きていく上で必要不可欠のものであり、それを身に付けることにより、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるものです。

しかしながら、現代に生きる子どもたちは都市型の生活に置かれており、ゲーム機、携帯電話、パソコンなどが生活や遊びの中に定着し、室内での活動時間が増え、身体を動かす時間が非常に減少しています。放課後、外で子どもを見かけることはあまりなく、時に子どもを見かけても、ほとんどがゲーム機を手にして黙々と興じています。

国分寺市では、全市立小学校において放課後の子どもの安全で安心な居場所づくりとして「放課後子どもプラン*事業」を実施しています。特に「遊びの場」は子どもたちに好評で平成24年度には合計1,300回以上も開催されました。また、市主催のスポーツ大会も年7回開催されており、地域のクラブチームに属する子どもたちの目標の場となっています。しかし、参加する子どもは限られており、運動に関して言えば、二極化が激しい現実があります。

そのため、学校教育においても、生涯に渡り体を動かす楽しさを味わわせるとともに、健康安全に生活する力を培う必要があります。まずは、すべての児童生徒に適度に運動する心地よさを体感させていきます。生涯にわたって豊かな人生を送るために、子どもたちが健康や安全に関する情報を正しく理解し、自ら健康管理を進める行動に結びつける教育は重要です。また、子どもたち自身が健康や安全への意識と実践力をつけるためにはセーフティ教室*や薬物乱用防止教室*を開催し、子ども自身の危機回避能力を高める必要があります。さらには、保護者の理解と協力を得ていくことは重要です。

健やかな子どもの育成を願い、学校・保護者・地域が一体となり、実効性のある取組を進めていきます。

取組の柱1 生涯スポーツの基礎づくり

体育の授業を充実させ、運動の楽しさや運動の楽しみ方を学ばせます。また、「体力調査」の結果を分析し、各校の体力課題を明確にし、その課題解決に向け継続的に取り組みます。健康や体力を保持・増進するための基礎的な能力や態度を養うとともに、日常生活の身体活動量を増加させ基礎体力を高めるような運動習慣を確立させます。さらには、生徒が興味・関心をもつ部活を展開し、生涯スポーツの基礎を培います。

【主要施策】**(1) 体育の授業の充実**

運動への関心や意欲、仲間と運動をする楽しさや喜びを味わえるよう自ら考えたり工夫したりする力、運動の技能などの資質や能力を育てます。そのために、児童・生徒の発達段階に合わせ、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決できる体育の授業を展開し、運動の楽しさや運動の楽しみ方を学ばせます。

(2) 全国体力・運動能力、東京都統一体力テストの活用の推進

「児童生徒体力運動能力、生活運動習慣等調査」の結果を各校で丁寧に分析し、体力課題を明確にします。また、発達段階に応じた課題も明確にし、自己の体力や体の状態に応じた運動の仕方を学ばせ、体育の授業で継続的に取り組みます。

(3) 運動習慣の確立

体育の授業での学びを日常の遊びや家庭で活かすなど、目標をもち楽しく体を動かすことのできる実践力や楽しく明るい生活を営む態度を育てます。

(4) 運動部活動の充実

運動部活動を積極的に支援し、学校や生徒のニーズに的確に対応するために、より専門性の高い指導を行います。また、技能が高い生徒のみならず、すべての生徒の活動意欲を向上させる方策を検討し、生徒が積極的に参加したいと思える魅力ある運動部活動を展開します。

取組の柱2	健康安全に生活する力の育成
-------	---------------

<p>健康な体を育てるために、子どもたちが自分自身の健康に対する関心を高め、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うとともに、体験的学習を重視した食育*を推進します。また、セーフティ教室*や薬物乱用防止教室*を開催し、子どもたち自身の危機回避能力を高めます。</p>
--

【主要施策】**(1) 保健領域の学習の充実**

心身の健康の保持・増進を図るために、児童・生徒には必要な知識を習得させ、自主的に健康・安全を管理する態度を育てる必要があります。健康な生活、体の発育・発達、心の健康、けがの防止及び病気の予防についての基礎的・基本的な内容をグループ活動や実習などを通して理解するようにします。加えて、児童が身近な生活における課題を解決する過程を通して、健康・安全の大切さに気付かせます。

(2) 食育の推進

食育は、給食の時間、特別活動、各教科等の学校教育活動全体の中で、年間計画を立て、計画的・体系的に指導を行っていきます。児童・生徒自身が食への関心を高めるため、農家で地場野菜に触れる等の体験的活動を積極的に導入し、学校における食の教育をさらに充実させます。

(3) アレルギー対応の推進

全市立小・中学校で、教員にはアレルギー疾患に関する正確な知識を身に付けさせ、学校における適切な対応策を確立します。

(4) 学校保健委員会の活用の推進

学校医の下、学校・家庭・地域が話し合いをもち、連携して正しい生活習慣の定着や子どもの健康問題の共有、その解決策を立て、実践していきます。

(5) セーフティ教室や薬物乱用防止教室の充実

全市立小・中学校で、子どもたちの実態に則した薬物乱用防止教室やセーフティ教室を開催し、自分の体を自分で守る大切さを学ぶ場を設定します。

施策の方向性 II

子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進します

【ビジョン1】 教員の資質・能力を高めます

【国分寺市の目指す姿】

- 子どもたちの興味・関心を引き出し、意欲的に取り組める授業を展開しています。
- 子どもたち一人ひとりの個性を的確に捉え、意欲的に学校生活を送れるよう支援しています。
- さまざまな課題に的確に対応できるよう、組織運営力が向上しています。
- 保護者や地域の方々と協力して、学校が子どもたちにとって居心地のよい場所となるよう努めています。

【現状と課題】

教育基本法には、「教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と児童・生徒に直接かかわりをもつ教員の姿勢が規定されています。そして、このような使命を担っている教員は、担当教科以外に生活指導や進路指導などの校務分掌や保護者への対応等、多様で複雑な職務を担い、多忙な毎日を送っています。国分寺市の教育はこうした教員の子どもたちへの献身的な努力と姿勢で支えられています。

しかし、平成 26 年6月に公表された「OECD 国際教員指導環境調査(TALIS)」によると、日本の教員の自己効力感*は全般的に低い傾向にあり、特に「生徒の批判的思考を促す」、「生徒に勉強ができる自信を持たせる」、「勉強にあまり関心を示さない生徒に動機付けをする」、「生徒が学習の価値を見いだせるよう手助けする」など生徒の主体的な学びを引き出すことに関わる事項について、参加国平均と比べて顕著に低い傾向が見られました。

指導実践については、「完成までに少なくとも一週間を必要とする課題を行う」、「学習が困難な生徒、進度が速い生徒には、それぞれ異なる課題を与える」、「生徒が少人数のグループで問題や課題に対する共同の解決策を考え出す」ことなどを頻繁に行う教員の割合が低いこともわかりました。

さらに、「生徒は課題や学級での活動にICT*を用いる」ことを頻繁に行う教員の割合は、参加国中最も低い(日本 9.9%, 参加国平均 37.5%)という実態が明らかになりました。また、ここ 10 年間の国分寺市の教員の年齢分布や平均年齢を見ると、団塊世代の教員の退職、それに伴う経験の浅い若手教員の大量採用により世代交代が進み、教員の年齢構成のアンバランスが生じてきています。

従来、教員は、新規に採用された学校の中で、ベテラン教員から授業や児童・生徒理解の方法、保護者や地域とのかかわり方などを自然に学び、教育活動の実践の中で育ってきました。

しかし、時代は変化し、若手教員を指導していたベテラン教員の層が薄くなり、教員が本来身に付けておくべき、いわゆる学校文化の伝承が難しい状況が生じてきています。

そのためには、子どもたちの未来を託す教員の質を高めていくための工夫が強く求められています。国分寺市として、学校と協力して新規採用の段階から教員の育成を意図的・計画的に進めていきます。

Ⅱ－１ 教員の資質・能力を高めます

教員の自己効力感*【教科指導について】

	生徒のために発問を工夫する	多様な評価方法を活用する	生徒がわからない時は、別の説明の仕方を工夫する	さまざまな指導方法を用いて授業を行う
日本	42.8%	26.7%	54.2%	43.6%
参加国平均	87.4%	81.9%	92.0%	77.4%

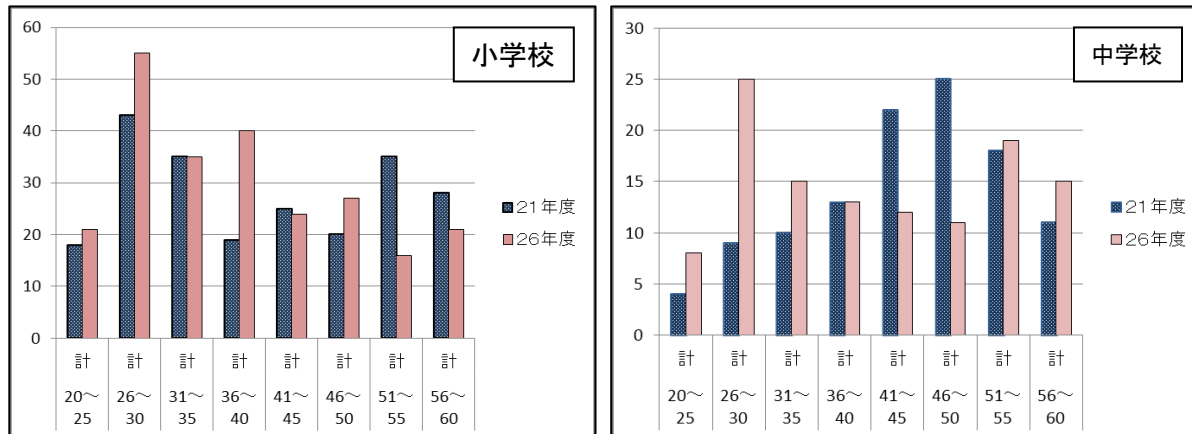
OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 調査時期:平成 25 年 2 月中旬～3 月中旬(日本)

教員の自己効力感【生徒の主体的学習参加の促進について】

	生徒に勉強ができると自信を持たせる	生徒が学習の価値を見いだせるよう手助けする	勉強にあまり関心を示さない生徒に動機付けをする	生徒の批判的思考を促す
日本	17.6%	26.0%	21.9%	15.6%
参加国平均	85.8%	80.7%	70.0%	80.3%

OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 調査時期:平成 25 年 2 月中旬～3 月中旬(日本)

国分寺市教員年齢の分布(平成 21 年度と 26 年度の比較)



取組の柱1 授業力の向上

変化の激しい現代社会の中で、子どもたちに魅力ある授業を提供するためには、教員は、絶えず研究と修養に努め、自分の指導方法や教材を見直し、新しい情報を取り入れた授業づくりに取り組まなければなりません。

教員の能力や経験、ニーズに応じた研修を企画し、教員のライフステージ*に応じた研修体系を整備し、研修参加への意欲を高める工夫を行います。

【主要施策】

(1) 教員研修の充実

授業をデザインする力、ねらいに沿って学習を進める力、児童・生徒の興味を引き出し主体的な学習を促すことができる力、学習状況を適切に評価し授業を進める力、授業を振り返り改善する力の育成を目的に指導力を高める研修を実施します。

人権、環境問題、国際理解、健康、伝統文化理解などの教育課題への確に対応できる力を育てる研修を充実します。

学校を離れ、教員としての資質や見識、人間的な魅力を高めるために、一般の企業での体験、被災地派遣、ボランティアなどの社会体験や、授業の質を高める資料や教材を準備するために、ICT*機器の使用法と授業での活用法について学びます。

(2) 市教育研究会*の活性化の支援

教科等の分科会に分かれ、授業研究を通して教科特有の課題や指導法の研究を行い、実践的指導力の向上を図ります。定例の研究部会の開催、年度末の研究報告書の作成、研究発表会の開催等、教員の自主的参加による研修の場として機能します。

(3) 校内研究(研修)と協議の充実

各校の研究テーマに基づき、授業を通して教員同士が相互に学び合い協議する中で、管理職や講師の助言を受け、研究を深めていきます。

また、通常の授業を教員同士が参観して意見交換することを通して、児童・生徒の理解を深め、指導技術や指導法を学んでいきます。

(4) 学校公開による授業の充実

保護者、地域へ授業を公開することを通して、教員が客観的な立場からの評価を受け、授業改善への視点を得ていきます。

(5) 管理職による授業観察と指導の充実

人事考課制度*を活用し、年間の計画に基づき管理職が授業観察を行います。事後に指導技術、指導法についての助言を受け、授業改善につなげていきます。

取組の柱2 生活指導力の向上

学校は、さまざまな個性をもった子どもたちがいる中で、お互いが切磋琢磨し学び合っています。しかし、いじめや問題行動、不登校等、子どもたちを取り巻く諸課題は多様化してきています。教員が子どもたち一人ひとりの個性を的確に把握し、個に応じたきめ細かな対応が求められています。

子どもたちの状況を的確に把握し、教育目標の達成と自己実現に向けて教育活動を進められる教員を育てるための取組を支援します。

【主要施策】

(1) 関係機関との連絡会の推進

いじめ、不登校、問題行動への迅速な対応と適切な指導を行うためには、学校、教育委員会と関係機関が連携して役割を分担していく必要があります。そのために、必要に応じて関係機関が一堂に会し、連絡会を開催します。

(2) 生活指導主任会の充実

市内児童・生徒の生活指導上の問題点を把握・分析し、適切な対応を図るために、市立小・中学校の生活指導主任が定期的集まり、情報交換と指導の手立てを検討します。

(3) 学校と警察との相互連絡協定の活用の推進

児童・生徒の問題行動や触法行為などに適切に対応するために、学校と警察が必要に応じて連携に努めていきます。

(4) 問題行動調査、いじめ調査の実施と活用の推進

暴力行為、いじめ、不登校をはじめとする児童・生徒の諸問題の解決に資するために、毎年、同調査を実施して、課題の把握に努め、指導に活かしていきます。

(5) 指導主事による学校訪問の実施

学校や教員の抱えている問題を把握し、適切な対応策を見出すために、指導主事による学校訪問を実施して指導・助言します。

(6) 学校行事や児童・生徒会活動の活性化

児童・生徒の健全育成のためには、一人ひとりの人間関係づくりが極めて大切です。そこで、各校の教育課程を工夫し、学校行事や児童会・生徒会活動を充実させていきます。

(7) 部活動への支援や地域スポーツへの協力の推進

中学校の部活動の意義を踏まえ、スポーツや文化及び科学等に親しませるために、地域の方の協力、社会教育施設の活用、社会教育団体との連携を推進していきます。

取組の柱3 組織運営力の向上

学校には、校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、非常勤講師、事務職員、用務職員、給食職員等、さまざまな職層の人材がいます。このことは、学校が多様な人的資源の宝庫であると考え、教育をめぐる課題解決のためには、これらを束ね、効果的に活用していくことで、より一層の効果が期待できます。

管理職のリーダーシップの下、学校組織を見直し、スリム化していく中で、各セクションで中心的な役割を担える教員や組織に積極的に貢献できる教員を育てていきます。

【主要施策】

(1) 管理職や幹部教員のマネジメント力向上

学校の組織力を高めるためには、管理職や分掌の主任のリーダーシップとマネジメント力を高めることが重要です。そのために管理職研修や主幹教諭研修を実施します。

(2) 校内組織の見直しと充実

円滑な学校運営のためには、効率の良い機能的な組織を編成していくことが大切です。そのために、組織のスリム化や学校運営への指導・助言を行います。

(3) 学校評価を利用したPDCA*サイクルの確立

各校で経営計画に基づく学校評価を行い、教育目標の達成、教育活動の実践状況や成果についての客観的なデータを収集し、学校改善に活かす視点を提供します。

(4) 職務を通じた研修(OJT*)の充実

ベテラン教員の持つ指導技術や生活指導力などを若手教員に確実に継承し、学校が組織として機能するように、校内におけるOJTを徹底し、教員一人ひとりに役割を与えていきます。

取組の柱4	外部折衝力の向上
<p>学校は子どもたちにとって、通うことが楽しく、自分自身を確実に成長させてくれると実感できる場所ではなくてはなりません。</p> <p>保護者や地域との協力体制を構築し、学校と地域が互いに手を取り合って、ともに地域のなかに存在する学校という認識の下、魅力ある学校づくりを進めていく必要があります。</p> <p>保護者や地域とのパイプ役や連携の推進役となる力量ある教員を育てていきます。</p>	

【主要施策】

(1) 地域行事等への積極的参加の奨励

日ごろから地域行事へ積極的に参加することを通して、学校外の教育資源*に関する情報収集を行い、授業をはじめとする教育活動に活かすことのできる視点を持つ教員を育成します。また、保護者との協働に積極的に関わることを通して、児童・生徒をめぐる問題解決のために連携体制を築ける教員を育成します。

(2) 授業や体験活動等における外部人材との連携の強化

地域の人材を活かし、教科指導等でゲストティーチャー*などの協力を得た授業展開を企画・実施できる教員を育成します。

(3) ボランティアや社会貢献活動への参加、協力の推進

教員としての人間的な魅力や視野を広げるために、積極的にボランティアや社会貢献活動に参加、協力しようとする意欲のある教員を育成します。

【ビジョン2】 家庭や地域の教育力を高めます

【国分寺市の目指す姿】

- 開かれた学校運営により、保護者や地域の方々の教育活動や行事への参画が進んでいます。
- 地域との連携や家庭への情報提供、参加型事業などを通して、豊かな親子関係づくりや家庭の教育力を高めるための取組が進んでいます。

【現状と課題】

本市では、地域の方や保護者の学校行事や教育活動への参加など、積極的に学校を公開し、学校教育への参画を推進しています。

また、各市立小・中学校のブログ等を活用した学校情報の発信もしています。

地域の方が学校を知り、その活動を理解し、運営に参加するために、学校運営の透明性を高め、保護者や地域の方に対し説明をすることが大切です。そのうえで保護者や地域の方の意見を反映した学校運営を行うことが、より質の高い教育環境づくりにつながります。

学校のかかえている諸課題を解決し、改善し、より質の高い教育環境づくりを推進していくために、学校が地域に開かれ、信頼され、さらに地域とのかかわりをもつための取組を充実させていきます。

一方、学校や地域での教育活動とともに子どもたちが成長する過程において、家庭における学びも重要です。すべての教育の始まりとなる家庭の教育力を高め、子どもたちが規則正しい生活習慣や学習習慣等を身に付けることができるようさまざまな支援を行います。

取組の柱1 家庭・地域との連携の推進

学校と家庭、地域社会が連携して、心身共に健康な児童・生徒を育成することが大切です。そのためには、学校と家庭、地域社会のそれぞれが教育の重要な担い手となり、それぞれの役割を果たしていく必要があります。家庭や地域社会では、子どもたちと触れ合いながら、学校教育だけではできないさまざまな体験活動や交流活動を推進し、学びを支えます。学校は、学校運営に家庭や地域の教育力を活かしたり、積極的に教育活動を公開したりするとともに、掲げた目標の達成状況や取組内容を評価し、組織的・継続的な改善を図っていきます。

【主要施策】

(1) 国分寺市 教育7DAYS の充実

毎年11月上旬の7日間に、市民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、健全な児童・生徒を育成することを目的として、学校や市教育委員会がさまざまな取組を行います。

(2) 外部人材との連携による教育活動の推進

学校は、学習活動におけるゲストティーチャー*や指導補助、学習や行事の準備、学校環境の整備などさまざまな場面に外部人材と積極的に連携し、多様な教育活動を行います。

(3) 地域における職場体験の充実

市立中学校では、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる具体的な実践の場として職場体験の学習を行います。地域の事業所と連携し、一体となって生徒を育てていきます。

(4) サマースクールの充実

市立小学校では、夏季休業期間中に、教職員や地域の方が講師となってさまざまな講座を行い、体験を通じた児童の豊かな学びにつなげます。

(5) コミュニティ・スクール協議会*、学校運営協議会*の活性化

地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するために、保護者及び地域の方の学校運営への参画を推進します。そのために、コミュニティ・スクール協議会や学校運営協議会の活性化に努めます。

(6) 学校評価の効果的な活用の推進

学校は、学校の自己評価及び保護者や地域の方等の外部評価の結果を分析し、教育活動の改善に活かします。教育委員会は、各学校の分析結果をもとに、学校に対する支援や条件整備等について検討し、改善に取り組みます。

(7) 学校公開の充実

保護者、地域の方々に、子どもたちの学習や生活の様子を参観していただきます。さまざまな教育活動の様子をご覧いただけるように、各学校が時期や内容を工夫します。

(8) 児童・生徒、保護者アンケートの活用の推進

学校公開や行事の際に来校者に実施するアンケート、外部評価等により意見をいただき、各学校は学校づくりに活かします。

(9) ブログ等を活用した学校情報の発信の充実

各学校から保護者へ緊急時の正確で迅速な情報を発信します。また、日々の教育活動の様子等についても発信し、学校の取組を知っていただく機会とします。

取組の柱2	家庭の教育力向上への支援
--------------	---------------------

<p>すべての保護者が、子どもの教育に責任を持ち、積極的に関わられるように支援体制を整えます。また、子育てや家庭の教育力を高めるために、さまざまな情報提供や参加型の事業を充実させます。</p>
--

【主要施策】

(1) 家庭教育に関する保護者への情報提供

基本的な生活習慣(早寝・早起き・歯磨き・バランスのとれた食事等)の大切さについて、保護者へ情報提供を行います。

(2) 子育て支援に関する連携及び協力体制の充実

PTA, 青少年問題協議会*, 青少年育成地区委員会*, 子育て支援課関係機関等と連携し, 家庭の教育力の向上に向けて課題や対策等情報を共有するなど協力体制を充実させます。

(3) 保護者への支援体制の充実

保護者が, 相談をし支援を受けられるような窓口のPRや, どこに相談したらよいか迷っている方への声かけ等悩みをもつ保護者への支援体制を充実させます。

(4) 親子で参加できる講座の充実

家庭での教育力を高めるためには, まず, 親子のコミュニケーションが欠かせません。楽しく作業をする中で, 会話が生まれるような親子参加型の事業を開催します。

【ビジョン3】 学校環境を整えます

【国分寺市の目指す姿】

- 子どもたちは、快適な学習環境の中で意欲的に学んでいます。
- 子どもたちは、おいしく、安心・安全な給食を食べ、健全な食生活が身に付いています。
- 子どもたちは、安全な通学路や学校環境のもと安心して学校生活を送っています。

【現状と課題】

国分寺市における児童・生徒数は、近年横ばいから微増で推移しています。しかしながら、小学1年～2年及び中学1年の35人学級への対応や特別支援学級の設置、また、より効率的な学習を進めるための少人数教室の設置などにより必要になる教室数が増えており、今後も施設の効果的な活用を進めていく必要があります。

校舎及び屋内運動場の耐震工事は平成20年度までに終了していますが、今後非構造部材*への対応が必要となります。また、各市内小・中学校は昭和40年代以前に建てられたものが多く、老朽化による修繕が多発しています。施設の建替えや延命化を検討する必要があるとともに、老朽化に伴う事故が発生しないよう、今後より一層きめ細やかな点検等が必要になります。

学習環境としては、近年の夏の猛暑に対応するため、普通教室においては空調機の設置を行い、快適に学習できる環境が整いました。光熱水費の増大を防ぐため、運用指針に則り適切に使用していく必要があります。また、各学校においては使用電力のデマンドコントロール*を行うとともに環境家計簿*を作成し省エネルギーに努めます。

ICT*関係では、各学校に電子黒板、各教室にはデジタル対応のテレビを設置しています。職員室及びパソコン教室においては高速インターネット回線等のインフラの整備もされており、今後ICT教育をより一層進めていく必要があります。

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達に資するものであるとともに食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。食育*の推進、アレルギー食への対応、残菜の減少等は、学校給食の充実のために必要なものです。市立小・中学校ともに安全な食材を使用し、メニューなどについてさまざまな工夫をしながら子どもたちに喜ばれる給食を提供していきます。市立小学校においては、これまでと同様に、自校式による給食の提供*を行っていきます。市立中学校においても、多くの子どもたちがおいしい給食を食べられるよう改善を行いつつ現在行っている弁当併用外注方式*を継続していきます。

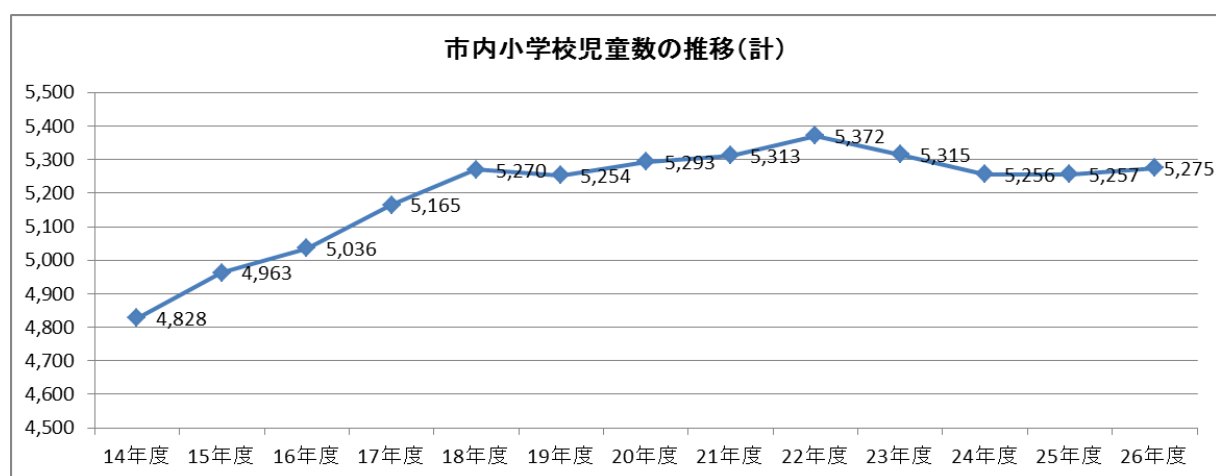
防犯対策としては、現在も警察と連携した定期的なパトロールや子ども110番の家の設置などを行っています。学校敷地内だけでなく、登下校時に子どもたちが犯罪に巻き込まれることなどが無いよう、より一層安全対策を図っていく必要があります。

各市内小・中学校の児童・生徒数の推移(平成14年度～)

児童数の推移(各年5/1現在)

(人)

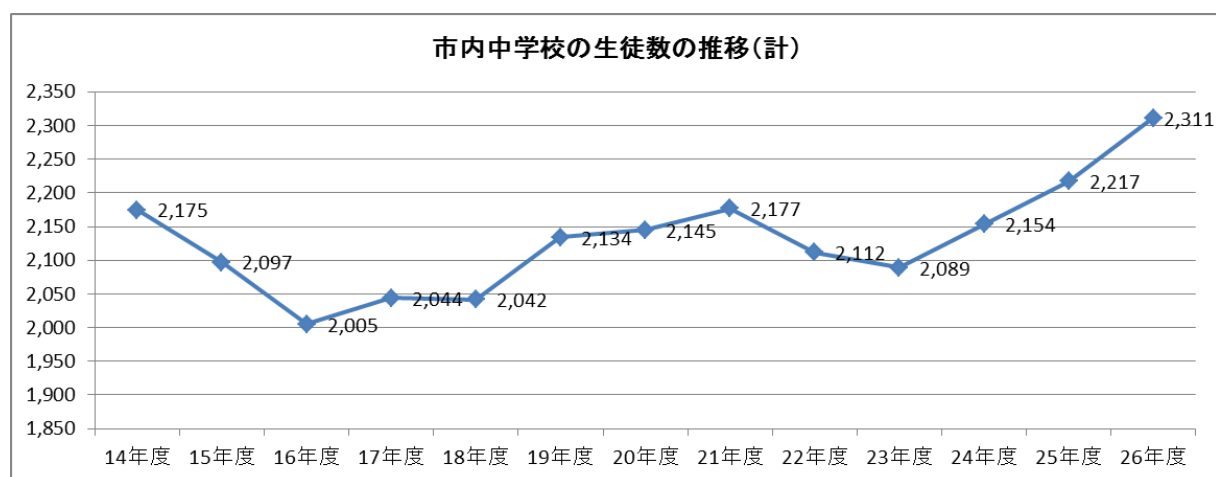
年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一小	453	452	439	422	424	411	383	392	378	339	327	331	353
二小	708	732	751	745	743	732	725	713	730	736	750	747	769
三小	519	529	563	637	650	663	674	698	726	757	762	793	814
四小	609	663	724	749	803	811	840	832	822	830	779	817	784
五小	616	643	605	601	596	572	575	564	561	522	513	480	470
六小	535	562	578	611	635	660	681	687	701	687	661	637	618
七小	342	329	326	331	326	303	319	319	334	337	338	323	329
八小	340	346	344	345	364	355	343	336	335	360	362	345	355
九小	295	293	306	327	323	344	363	382	390	385	413	438	428
十小	411	414	400	397	406	403	390	390	395	362	351	346	355
計	4,828	4,963	5,036	5,165	5,270	5,254	5,293	5,313	5,372	5,315	5,256	5,257	5,275



生徒数の推移(各年5/1現在)

(人)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一中	557	536	500	497	528	543	572	576	582	574	586	593	629
二中	399	379	358	363	375	384	384	370	370	347	351	332	334
三中	455	437	420	427	401	444	457	484	432	389	381	439	475
四中	382	370	343	359	350	377	343	351	341	367	387	390	411
五中	382	375	384	398	388	386	389	396	387	412	449	463	462
計	2,175	2,097	2,005	2,044	2,042	2,134	2,145	2,177	2,112	2,089	2,154	2,217	2,311



取組の柱1 施設整備の充実

子どもたちが安心して健やかかつ意欲的に学校生活を送るためには、安全で快適な学習環境の整備が必要です。

老朽化した施設による事故防止のため、きめ細やかな点検・修繕を行うとともに、安全性・快適性の向上に向けて、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた改修を校舎、屋内運動場、プール、トイレ等に計画的に行い、子どもたちが快適な学校生活を送れるようにしていきます。

また、子どもたちが意欲的に学べるよう、学校備品の整備・充実及び ICT*環境の整備を進めていきます。

【主要施策】

(1) 各学校の施設維持管理の充実

小規模な修繕を随時行い施設の延命化を図ります。また、校舎清掃や法定点検を適切に行い快適な学習環境を維持していきます。

(2) 市立小・中学校校舎及び屋内運動場の大規模改修の推進

老朽化した施設を定期的に改修します。また改修にあたってはユニバーサルデザインの視点を持ち、すべての人が快適に使用できる施設としていきます。

(3) トイレ及びプールの改修の推進

子どもたちが快適に使用できるよう定期的に改修を行います。特にトイレについては、衛生管理及び子どもの健康の観点から対応していきます。

(4) ICT環境の整備の充実

子どもたちや教員が快適かつ効率的に ICT 環境を利用できるよう整備を行います。また、効率的な学習手段として ICT が有効に活用されるよう検討していきます。あわせて個人情報等のセキュリティ対応を徹底していきます。

(5) 学校備品の充実

充実した各教科の指導を推進していくため、子どもたちがより興味や理解度を高めることができる教科備品の整備を適切に進めていきます。

取組の柱2 質の高い学校給食の推進

健やかな子どもの成長のために、学校給食が担う役割は大きいものがあります。おいしく、かつ安全・安心な学校給食をさらに充実させていくとともに、子どもたちが健全な食生活ができるよう食育*教育に取り組みます。

学校給食の充実のため地場野菜の使用割合を増やすとともに給食残菜*の減少に努めます。食物アレルギーに対しては、マニュアル等を活用し教職員・保護者・医師との間で情報共有に努め、事故の発生を防ぎます。

【主要施策】

(1) 栄養職員等による食育指導の充実

授業や給食時間において、より子どもたちが食に対する理解を深め健全な食生活を実践できるよう工夫をした授業を行っていきます。

(2) 地場野菜の使用割合の拡充

伝統的な日本の食文化や各地域の特性を活かした食文化を理解できるよう、農家と連携し少しでも多くの地場産野菜の使用ができるよう推進していきます。

(3) 給食残菜の減少の推進

環境教育及び食育の視点から、メニューの改善、給食指導、調理の工夫等を行い、子どもたちに喜ばれる給食を提供することにより給食残菜の減少を目指します。

(4) 自校式による小学校給食調理業務の充実

小学校給食は、今後も自校式による給食の提供*を行っていきます。また調理業務を委託化する際には実施校の履行状況を検証していきます。

(5) 食品の安全性の確保及びアレルギー食対応の徹底

安全・安心な給食が提供できるよう、無添加食品の使用による手作りの給食を提供するとともに、アレルギー食への対応を徹底していきます。

(6) 給食食材の放射性物質検査の継続

子どもたちの食の安全及び保護者の放射線に対する不安払しょくのため、きめ細かな放射性物質の検査を実施していきます。

取組の柱3 防災・防犯対策の推進

子どもたちが安全かつ安心して学習できる環境を整え、また、学校が、震災時の避難場所、地域コミュニティの拠点として活性化した施設となるよう計画的に施設の改修を行っていく必要があります。地区防災センター*及び安全の避難所として安全に活用できるよう非構造部材*の対応を行います。

また、家庭、学校も含め、地域全体で子どもの安全を守ることが重要です。このため、子どもたちが事件、事故並びに災害等に巻き込まれることがないように、学校、保護者、警察署、消防署等と連携し地域の安全・安心を確保します。

【主要施策】

(1) 非構造部材への対応の推進

対象施設における照明等非構造部材の落下防止対策を行い、子どもたちの安全を確保するとともに避難所として安全に活用できるよう整備を行います。

(2) 通学路への防犯カメラ設置の推進

各学校及び地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完するため、各市立小学校区域の通学路に防犯カメラを複数台設置し、通学時における子どもの安全確保に努めます。

(3) 通学路の安全点検の徹底

警察、保護者及び市長部局と連携し、交通危険個所の点検を行い、危険と思われる個所がある場合については改善を図ります。

(4) 地域の見守り活動の推進

学校・保護者・地域・教育委員会が連携・協力し、子どもの登下校の安全を見守る活動を推進します。また、情報共有を行う機会を設けます。

(5) 地域や保護者と連携した防災訓練の充実

災害発生時に適切な対応ができるよう、学校・保護者・消防署・地域の防災会等と連携し、各学校における防災訓練を行います。

施策の方向性Ⅲ

子ども一人ひとりに応じた支援を充実します

【ビジョン1】 充実した学校生活になるように支援します

【国分寺市の目指す姿】

- すべての子どもたちが楽しく充実した学校生活を送っています。
- 子どもを支援する関係諸機関と学校との連携が図られています。

【現状と課題】

特殊教育*から特別支援教育*への転換、発達障害者支援法*などに基づくさまざまな施策も進められ、一人ひとりに応じた教育支援が求められています。

国分寺市では、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の実施を目指して、「国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」を策定し、特別支援体制の整備を進めてきました。

子どもや家庭、教職員への支援としては、教育相談員*やスクールソーシャルワーカー*の派遣、教育相談の充実を図り、不登校等に関する相談や不登校児童・生徒に対する学習支援にも力を入れてきました。

しかし、従来からの支援の対象とされていた障害のある子どもや、発達障害*のある子どもが増加する傾向にあり、さまざまな支援を必要とする子どもへの対応の充実が求められています。

障害のある児童・生徒数の将来推計(人)

※平成27年度、平成32年度は推計値

		平成16年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度
特別支援学校	視覚障害	265	262	277	282
	聴覚障害	591	623	629	645
	肢体不自由	1,974	2,102	2,169	2,219
	知的障害	5,221	6,983	8,811	9,490
	病弱	170	140	177	174
特別支援学級	情緒障害	1,831	4,647	8,017	8,804
	知的障害	4,855	7,140	8,582	8,942

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画より(平成22年11月)

取組の柱1	特別支援教育*体制の充実
<p>すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズをとらえ、通常の学級での支援の充実と併せて、特別支援学級の充実、発展を図ります。その中で、一人ひとりの生活や学習上の困難を改善し、克服し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支えるために合理的配慮*を推進します。</p>	

【主要施策】

(1) 特別支援教育相談員*の派遣の推進

教育相談室の相談員が定期的に市立小・中学校を訪問し、校長や担任教諭との面談や授業観察を行い、学校教育や児童・生徒についての認識を深めて、相談の質の向上に努めています。

(2) 特別支援教育支援員*、特別支援学級介助員*、特別支援教育クラスアシスタント*の配置の充実

児童・生徒に教育的支援を行うために、特別支援教室*には特別支援教育支援員を配置し、個別の教科指導等が行えるようにします。また、特別支援学級には特別支援学級介助員を配置して、児童・生徒の身辺介助を行います。

通常の学級において、障害等のある児童・生徒の学校生活への適応等を支援し、学級運営の充実を図るために特別支援教育クラスアシスタントを配置します。

(3) 校内委員会*の推進

市立小・中学校において、特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係諸機関との連携の下、学校全体で、より適切な指導・支援をするために、校内委員会を年間を通して継続的に開催します。

(4) 個別の教育支援計画の活用推進

障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で一貫して的確な教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し、子どもの進級に合わせて引き継ぎ、適切な教育が一貫して行われるように努めます。

(5) 特別支援教室の設置と活用の推進

すべての市立小・中学校に特別支援教室を設置し、支援体制を整備し、発達障害*の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図ります。

(6) 副籍制度*事業の充実

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副籍をもち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図ります。

取組の柱2	特別支援教育*の理解推進
<p>特殊教育*から特別支援教育に転換し約 10 年がたち、特別支援教育についての理解は広まりつつありますが、今後も、法改正や国や都の動向を踏まえて、適切に対応することが求められています。</p> <p>また、近年発達障害*が注目され、子どもの学習・行動面にきめ細かい指導・支援が必要とされており、教職員の専門性の向上が課題となっています。</p> <p>そのために、関係機関がそれぞれ収集した情報を共有し、研修を重ねることで理解を深め、体制整備に努めていきます。</p>	

【主要施策】

(1) 特別支援教育研修会の充実

全教員に対し中学校区ごとの研修会を計画的に実施し、特別支援教育や校内体制の整備の在り方等について理解啓発を図ります。

(2) 就学相談の充実

特別な支援を要する子ども一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、個別支援委員会*に置いて、さまざまな機関が協議して、必要としている支援を検討し、就学先決定にのみならず、その後の支援についての助言を行います。

(3) 教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会の充実

教育相談室と各学校の特別支援教育コーディネーター*が一貫した指導を行うために、情報交換並びに合同で研修を行います。

取組の柱3 特別支援教育基本計画の策定

本市は、平成 20 年 5 月に「国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」,平成 24 年 3 月に「第2次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」を策定し、特別支援教育*推進の基本的な方向性を示しました。現在まで、これらの計画に基づき、小・中学校における特別支援教育推進体制を整備してきました。

現在「第2次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」に基づき推進していますが、この計画は平成 28 年度までのものとなっています。

新たな計画を策定し、今後の特別支援教育推進体制を整備します。

【主要施策】

(1) 国分寺市第3次基本計画の策定

本市における特別支援教育は、平成 24 年3月に策定した「第2次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」に基づき推進しています。この計画は平成 28 年度までの計画になっています。

東京都は平成 28 年度より体制に大きな変化が予定されています。今後、国や東京都の動向を踏まえ、国分寺市における平成 29 年度からの特別支援教育の推進計画を策定します。

【ビジョン2】 一人ひとりに応じた教育相談の体制を整えます

【国分寺市の目指す姿】

- 悩みをもった児童・生徒・保護者等が、スクールカウンセラー*や教育相談員*に、気軽に相談をしています。
- 教育相談室や学校は、いつでも関係諸機関と連携が取れる状況になっています。
- 不登校児童・生徒に対して、適応指導教室(トライルーム)*において体験活動等を通して学校復帰や社会的自立を目指しています。

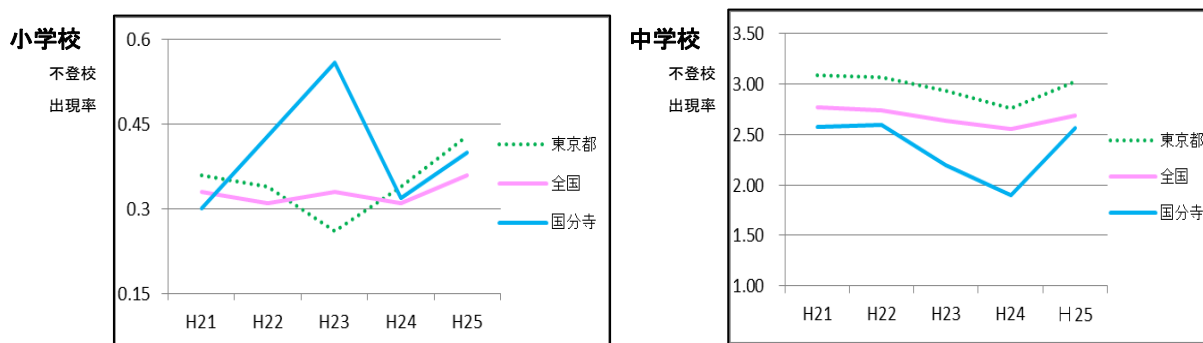
【現状と課題】

社会生活が多様化する中で、子どもたちの育つ環境も大きく変化をしています。また、児童・生徒が抱える友人関係などの悩みは複雑化しています。このような中で、発達や発育の悩みなどを抱える保護者も増えています。

このような状況に対して、相談機能の重要性がこれまで以上に増してきています。そのために、総合的な支援や専門的な相談、適切な関係諸機関への接続など、多様なニーズに応じた教育相談機能が求められています。これに対応するために、臨床心理の専門の教育相談員を配置するとともに、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有すスクールソーシャルワーカー*を配置し、学校と児童・生徒と関係機関と家庭を結びつけ解決の一助にしています。

さらに、さまざまな理由から学校不適応を起こしている、不登校の児童・生徒は増えてきています。その原因はさまざまであり、かつ不登校が長期化するにつれて新たな課題が発生し、学校復帰を難しくしています。この問題を解決するために、各学校においては、新たな不登校を出さないよう、欠席時の検温と医師の診断を受け報告するように保護者に依頼しています。また、原因がはっきりしない欠席が一定以上続いた場合は、管理職が保護者面接を行うなどの対策をとっています。しかし、学校に行けない期間が長引いている児童・生徒に対しては、適応指導教室(トライルーム)を設置し、体験活動等を通して、児童・生徒一人ひとりと向き合い、学校復帰と社会的自立を目指します。

国分寺市立小・中学校における不登校児童・生徒出現率(平成 21 年度～平成 25 年度)



「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

取組の柱1	教育相談体制の強化
<p>児童・生徒等が毎日元気に充実した生活を送るために、悩みをもった児童・生徒・保護者等が、いつでも気軽に相談をして悩みが小さいうちに解決できるようにしていきます。</p> <p>そのために、教育相談体制の充実に努め、教育相談室において誰もが気軽に相談できる体制や環境を整えます。さらに各学校においても、児童・生徒・保護者等が相談しやすい体制や環境を整えます。</p>	

【主要施策】

(1) 教育相談室の充実

幼児・児童・生徒・青少年のさまざまな悩みや問題に対し、個別に相談に応じ、その健全な発育を助成することを目的として教育相談室を設置し、教育相談を実施します。

教育相談室について、児童・生徒・保護者等が必要な時に相談できるように、相談カード*などを発行し周知を図っていきます。

(2) 不登校児童・生徒への対応の強化

新しい不登校児童・生徒を出さないために、全市立学校において居場所のある学級づくりに努めます。児童・生徒の欠席受付方法を工夫するとともに、連続7日間以上の児童・生徒に対して、校長等が面接を実施します。さらに、多くの学校においては不登校児童・生徒への対応について、ダイアグラム*による分析を行い解決までの道筋を探っていきます。

(3) 適応指導教室(トライルーム)*の充実

不登校問題に対応するために、不登校児童・生徒に対して、適応指導教室(トライルーム)において、体験活動等を通して、児童・生徒一人ひとりと向き合い、学校復帰と社会的自立を目指す指導をします。

(4) スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*による支援の充実

全市立小・中学校に東京都の非常勤職員である東京都公立学校スクールカウンセラーの配置をします。

教育相談室には、スクールソーシャルワーカーを配置し、市立小・中学校を巡回させ、学校や関係諸機関との連携を図りながら、生活指導上の課題を抱える児童・生徒に対して支援を行っていきます。

取組の柱2	関係諸機関等との連携の推進
--------------	----------------------

<p>児童・生徒・保護者等からの相談の内容により、教育相談室や学校は組織として対応を図ります。また、相談内容に応じて適切な関係諸機関と連携を図り、問題解決のための方策を探っていきます。</p>
--

【主要施策】

(1) 生活指導部会*等を中心とした組織対応の充実

各学校においては、生活指導部会を中心として組織として対応を図ります。各学校の生活指導部会等には、スクールソーシャルワーカー*も参加していきます。さらに、学校の要請に応じて、教育委員会から臨床心理士を派遣します。

(2) 関係諸機関との連携の強化

教育相談室や学校は、相談内容に応じて、子ども家庭支援センター・児童相談所・少年センター・警察・保健所等の関係諸機関と連携します。

施策の方向性IV

だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します

【ビジョン1】 だれもがいつでも学べる学習機会を充実します

【国分寺市の目指す姿】

- 一人ひとりの学びを公民館や図書館が支援し、自ら学び自ら行動する市民が集う地域社会になっています。
- 公民館での活動を通し市民同士がつながり、生涯を通じた学習の場が充実しています。

【現状と課題】

生涯学習の中において、自ら学ぶ拠点として、今後公民館・図書館の役割はますます重要になります。

公民館においては、個人の学びから発展して市民同士が結びつく場となり、さらに学習した知を共有していく仕組みづくりがこれまで以上に必要です。また、市民や団体が望む「学び」を支援していくと同時に、幼い子どもを抱える保護者から高齢者まで幅広い年齢層の市民が学習できるように、講座や講習会などを開催することが求められています。さまざまな文化・芸術活動の拠点となっている公民館では、日頃の市民活動の場の提供に加えて、「健康で文化的な都市」を目指して、公民館まつりなどの発表の場を提供していき、文化の薫り高きまちづくりを目指していく必要があります。

図書館では、最新の資料や情報を収集するとともに、過去に遡った資料も保存し、個人及び団体の調査・研究に資するための永続的・体系的な資料の収集・整備が求められています。また、幅広い年齢層の市民がいつでも利用できるように、魅力ある利用環境や利用条件の整備が必要となります。さらに、勤労者の利便性を考慮した図書館運営もこれからは必要です。図書館が単なる資料や情報収集の場だけに限らず、起業等ビジネス社会でも活用されていくための機能の整備も求められています。

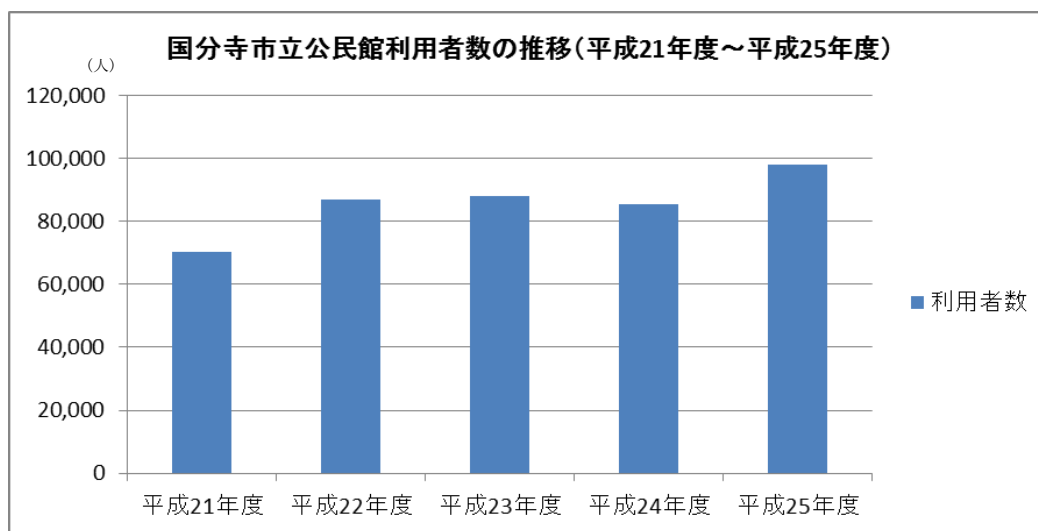
公民館では、これからの公民館の運営や企画事業について、公民館運営審議会*で審議し進めていきます。また、図書館では、「国分寺市立図書館の市民サービス向上に向けた指針」や「子ども読書活動推進計画」を、図書館運営協議会*で審議し推進していきます。

より豊かな生活のために、個人の知る権利や学習の権利を保障し、学ぶ場の確保や学びの支援をし、公民館と図書館が相互に補完しながら市民の生涯学習を継続的に支援していく学習拠点となるために、両施設の運用及び施設面の総合的な整備を進めていく必要があります。

IV-1 だれもがいつでも学べる学習機会を充実します

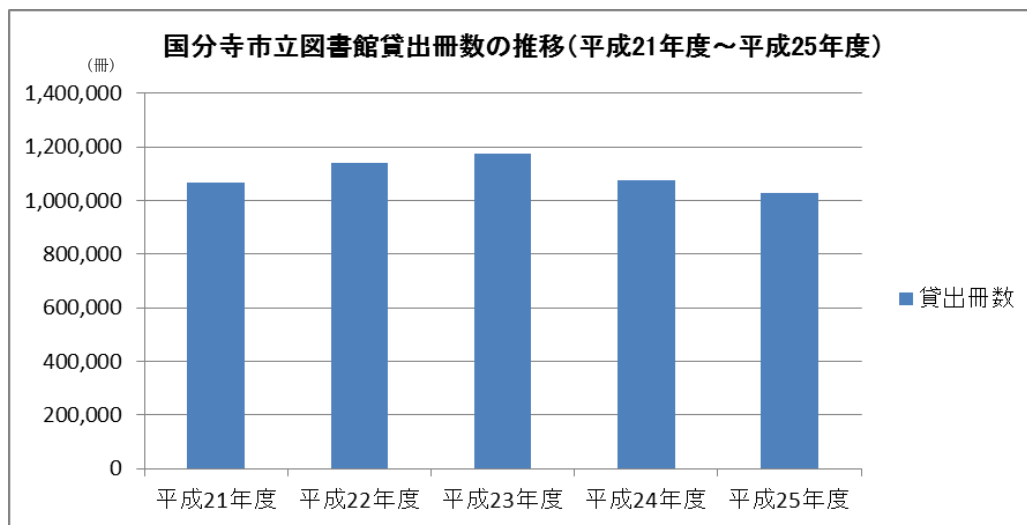
国分寺市立公民館利用状況（平成21年度～平成25年度）

	利用団体数	利用件数	利用者数	延利用者数	施設利用率
平成21年度	2,146	28,049	70,505	328,749	70.1
平成22年度	2,154	26,262	86,860	373,216	65.5
平成23年度	2,140	26,098	87,909	354,339	66.6
平成24年度	2,166	26,627	85,643	372,313	66.5
平成25年度	2,214	25,626	98,100	354,433	66.1



国分寺市立図書館利用状況(平成21年度～平成25年度)

	貸出冊数	貸出人数	利用登録者数	所蔵冊数	予約者冊数
平成21年度	1,065,405	302,716	53,001	597,420	153,074
平成22年度	1,138,481	337,688	57,614	612,323	166,844
平成23年度	1,176,212	440,720	61,633	615,654	168,195
平成24年度	1,075,315	427,785	65,559	606,727	165,130
平成25年度	1,027,796	409,799	69,753	608,370	159,621



取組の柱1	学ぶ機会の提供
<p>自らの「知りたい」「学びたい」という気持ちを大切に、だれもがいつでも身近な公民館や図書館で学び、また必要な情報を入手できることが求められています。</p> <p>公民館では、市民生活に即した教育や学術・文化に関する事業を行い、幅広い年齢層の市民に学習の機会の提供を行います。また、図書館では、東京都立図書館など関連機関とも連携し、市内所蔵資料に加えた幅広い資料や情報の提供を行います。</p> <p>「知る」喜びや「学ぶ」楽しみを、一人ひとりの市民が感じることができるよう、学習の機会の充実を目指します。</p>	

【主要施策】

(1) 公民館における学習機会の充実

市民のニーズや社会情勢を鑑み、教育、歴史、平和、経済、福祉、環境、学術、文化・芸術などの各種公民館主催事業を実施します。市民が自ら参加し、さまざまな学習をする場の提供を行い、あらゆる年齢層の市民が学習する環境を整備します。

(2) 図書館における資料・情報提供の充実

所蔵資料の部門充実のために、資料を購入し、体系的な資料の収集と保存を進めます。また、新聞・雑誌を一定期間保存するとともに、新聞については縮刷版や多摩版の保存に加えて、データベースによる情報提供を図ります。

(3) 家庭での学習支援の推進

公民館における「幼い子のいる親のための教室」など、子育て中の保護者に向けた保育事業を実施し、学習環境を整備します。また、図書館では家族で参加できるおはなし会や映画会の開催、家族で読書を楽しむ「としょかん福袋^{*}」などの貸出を行い、家族での利用の機会を図ります。

(4) 障害者に対する学習支援の推進

公民館では、知的障害者の余暇活動などの集団活動を通し、自立を支援する「くぬぎ教室」を開催し、障害者の学習を支援します。また、図書館では、視覚障害者に向けて図書資料のデジタル資料(デイジー^{*})化を促進し、図書館での貸出や郵送などの宅配を進めます。さらに、館内に拡大読書機や大活字本を設置し、読書活動を支援します。

(5) 地域の課題解決に向けた学習の充実

公民館では、地域の課題解決のために、その地域の社会問題や福祉問題などの講座を開催し、市民自らが学習し、地域課題を考える機会の提供を図ります。

(6) 地域情報の提供の拡充

図書館では、地域課題の解決や調査・研究に資するように、地域資料や郷土・行政資料を永続的に収集し保存します。デジタルデータで保有できる資料については、図書館ホームページで公開します。また、市の行政各部署で所蔵している資料についても、各分野の専門資料の検索環境を整備し、諸機関と連携した情報提供を図ります。

取組の柱2 自主的な学びの支援

だれもがいつでも自主的に学習することや活動することができ、ともに育ち合うことができるように、公民館や図書館が学習や活動を支援することが求められています。

公民館では、学習や活動の場の提供を行い、自主的なグループ活動を支援します。また、公開事業やグループ企画事業、保育室活動などを通して、市民の学びを支援します。

図書館では、障害者や来館困難者にも同様のサービスを提供するために、ホームページでの資料検索や情報提供の充実と、障害者や高齢者などだれもが使いやすいウェブ環境の向上を図ります。また、レファレンスサービス*を通して、学習及び研究の支援を行います。

市民の学習や活動を支援し、等しく学習の機会のある創造性豊かな地域社会を目指します。

【主要施策】**(1) 公民館におけるグループ活動支援の推進**

活動場所の提供や、ピアノや調理器具などの備品や、活動に必要な印刷物の作成のための印刷機などの提供、各グループの活動用具の一時預かりなど、自主的なグループの学習や活動を支援していきます。

(2) 図書館における情報収集の支援の推進

子どもから高齢者までだれもが簡単に検索できる利用者端末の設置や、有料データベースによる専門的な情報の提供を図ります。図書館ホームページに類縁機関のサイトのリンク集を作成し、必要な情報を収集できる環境を構築します。手軽に資料の検索ができるように、スマートフォンなどの機器にも対応したシステムを構築し、時代の変化に応じた情報提供の環境を整備します。

(3) 図書館のレファレンスサービスの拡充

利用者の調査・研究に必要な資料を揃え、図書館職員が必要な情報や適した資料を提供します。市内に所蔵がない資料についても、東京都立図書館、他市図書館、国立国会図書館、全国の公立図書館などから資料を借用して提供します。また、東京経済大学図書館の利用や他大学及び類縁機関の図書利用を紹介し、利用者の求める資料の提供を図ります。

(4) 家庭教育活動支援の推進

公民館では、子どもから大人まで幅広い年齢層の利用を促し、幼い子どもを持つ保護者でも活動に参加できるように、保育室活動を通じた利用層の拡大を図ります。また、図書館では、家庭文庫、地域文庫の活動やおはなしグループの活動を支援し、子どもが読書に触れる機会の提供を図ります。

(5) 障害者学習活動支援の推進

公民館では、障害者の自主グループ活動の支援を進めます。図書館では、必要なデジタル資料(デージー*)を作成または借用して提供し、来館が困難な方には、直接自宅に届ける仕組みづくりを進めます。また、来館する障害者に対しては、朗読ボランティアによる対面朗読サービス*により直接資料の朗読による情報の提供を図ります。

(6) 市民がともに学ぶ場の拡充

公民館では、公民館と自主グループとの共催の「グループ企画事業」や自主グループの日常活動を紹介する「公開事業」を通じ、市民や自主グループ間の交流を図ります。図書館では、見

IV-1 だれもがいつでも学べる学習機会を充実します

童文学講座*や読み聞かせ講習会*などを開催し、人と人が出会い学ぶ場の拡充を進めます。特に、託児などの環境整備を行い、幼い子どもを持つ保護者など幅広い市民の参加を図ります。

(7) 学習活動の発表の機会の拡充

公民館では、公民館まつりにおいて、日ごろのグループ活動の成果を広く発表する場の提供を図ります。図書館では、読書会などで本を通じた資料情報の交換を行い、読書意欲を高める場を設けます。また、学生やグループでテーマごとの図書リストを作成することなどを支援します。

(8) 情報格差をなくす学習機会の充実

公民館では、地域の方や学生のボランティアによる、小・中学生の学習支援を行うなど、子どもから大人までそれぞれが学習する場の提供を図ります。図書館では情報の格差をなくすために、だれもが使いやすいホームページを作成し、資料の検索方法や図書館の活用方法などについて利用者へ周知していきます。

取組の柱3 学習環境の整備

公民館や図書館には、だれもがいつでも自由に利用できる学習スペースを確保することや、多様な学習に対応するための資料や情報の提供、学習や活動で利用できる設備を整えることが求められています。また、将来を見据えた学習環境の充実を図ること、地域コミュニティの拠点となるような、子どもから高齢者までだれもが自由に安心して利用できる施設であることが必要です。

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学び集い活動できるように、また地域社会における人と人のつながりの拠点となり、世代を超えたつながりが持てる施設として、公民館や図書館の環境を整備します。

【主要施策】**(1) 学習や活動に関する情報発信の拡充**

公民館だより「けやきの樹」や公民館ホームページを活用し、公民館事業の案内や自主グループの活動支援を図ります。また、図書館ホームページでは、資料検索に加え、さまざまな情報にアクセスできるリンク集の機能の拡充を進めます。

(2) ICT*を活用した環境整備の推進

公民館でのICTや映像を駆使した学習に対応するために、視聴覚設備などの環境の整備を進めます。図書館での情報収集を効果的に行うために、利用者用インターネット端末の設置や無線LANなどの環境整備を図ります。

(3) とともに学ぶ学習機会充実の仕組みづくり

市民とともに事業を企画実施する仕組みをつくり、学習機会の充実を図ります。公民館では、実行委員会方式*やスタッフ制度*を活用した事業を進めます。図書館では、ボランティアの育成を行い、図書館利用者支援を進めます。

(4) 公民館・図書館の施設維持管理の充実

経年とともに老朽化する施設を適切に改修・修繕し、安全で安心して利用できるように図ります。また日々の清掃や法定・定期点検の実施、トイレの改修や防音設備の強化、多様な学習に対応する設備の整備など、快適で利便性が高い施設を維持し、市民の学習・活動環境を整えます。

(5) 安全・安心な施設整備の推進

公民館・図書館では、災害時の防災安全対策を進め、天井等非構造部材*の耐震補強や設備の安全化を図り、災害時にも二次避難施設としての機能を維持できる施設を目指します。また、バリアフリー化を進め、だれもが安全で安心して利用できる施設の整備を図ります。

(6) 図書館機能の拠点の拡充

駅周辺の人が集まる場所に、図書館機能を有した貸出ポイント*の整備に取り組みます。また、隣接市の図書館と相互利用の協定を結び、市民が幅広く図書館を利用できるように、図書館機能の拠点の充実と図書館利用の機会の保障を目指します。

(7) 電子予約システムの整備の推進

だれもがいつでも手軽に公民館を利用することができるように、インターネットを活用した電子予約システムの整備を図ります。市内の他の公共施設と連携し、予約サービスのシステムの整備を目指します。

【ビジョン2】 学校や地域とともに学びます

【国分寺市の目指す姿】

- 市民と学校や地域が連携し、地域の教育力の向上が図られています。
- 市民の学習成果が地域に還元されることによって、人と人との結びつきが強まり、コミュニティが活性化しています。

【現状と課題】

現在の社会は、少子高齢化や核家族化、都市化、価値観の多様化など社会・経済・環境の変化により、伝統的な地域のつながりが希薄になっている面が見受けられます。そのため、地域の課題を自らの問題としてとらえて学習することや、その学習を周りに伝え広げていくという、今まで地域の中で育まれてきた学習力、教育力の低下が懸念されています。

社会教育には、学習を通じた地域のつながりを作ること、市民が地域の課題を自らの問題としてとらえ、学習し解決を図っていくということが求められています。また、地域のつながりを通じてその成果を地域に広げることで、さらに新しい学習につなげていくこと、学習を通じて地域で活躍する人材の育成を促進することが期待されています。

現在地域で活動している市民と、地域の子どものだけでなくその保護者や近隣住民とのつながりの拠点である学校、そして地域での学習の拠点としての社会教育施設である公民館・図書館や行政が連携していくことが重要です。地域の持つ歴史や文化を踏まえ、地域の特性や課題についての共通理解に向け、地域での学習力・教育力の向上のために、情報共有や人材の交流など人を結びつけるシステムづくりを進めていく必要があります。

市民の学習は自主的なものですが、その学習による成果を地域で評価することで自主的な学習を支援し、学ぶことによる喜びを実感し、さらに新たな学習に広げていく必要があります。地域コミュニティの充実が地域の学習力・教育力の向上につながります。公民館・図書館などが学びを通じてコミュニティの形成と活性化に寄与する必要があります。

市民やさまざまな団体が、地域の活動に参加し、地域社会で活発に活躍できるような活動支援を、社会教育機関である公民館・図書館や行政がコーディネーターとしての役割を担い、学習拠点として、市民とともに課題解決に向けて取り組む必要があります。

取組の柱1 学校・地域との連携

地域社会全体の教育力の向上を目指し、学校や公民館・図書館が、地域で活動する市民団体などと連携を図り、市民と行政の協働による事業を進めていくことが求められています。

学習ニーズの多様化に応え、その地域での学習機会を創出し、活動を支援します。また、市民の主体的な学習機会の拡充に取り組み、地域コミュニティの形成を目指します。

【主要施策】**(1) とともに学びあう機会の創出**

公民館・図書館が学校と連携し、地域の特色を活かした調べ学習・総合学習・体験学習など幅広く支援していきます。また、市民の生涯学習の場として、「市民大学講座*」など、市内の教育機関と連携しながら、地域の学習環境を活かし、より高い学習要望に応じていきます。

(2) 学校との協働事業の推進

市立小・中学校と公民館・図書館が連携し、地域の特色を活かした学習機会の充実を図る協働事業を進めます。学校支援として、児童・生徒が地域の歴史や文化などに触れる機会を設け、学校と地域がともに学ぶ機会の提供を図り、グローバルな視野を持つ人材の育成を目指します。

(3) 市民との協働事業の推進

地域が抱える課題や社会的な課題の解決を目指し、市民やNPO、企業、学校と行政が連携し、公民館による「地域会議*」など地域の特色を活かした学習を進めます。地域コミュニティの形成に向けた防災や農業体験などの学習を拡充し、学習を活かした地域での活動を目指します。

(4) 学校施設を活用した事業の推進

市立小・中学校の施設を活用し、放課後や夏休み期間などに、放課後子どもプラン*などを通してさまざまな体験をする機会を設けます。また、学校施設を活用し、市民の学習活動の場の拡充を図るとともに、子どもから大人までがともに学ぶ機会や交流する場の提供を、公民館や図書館で進めます。

(5) 市民の交流活動の推進

幅広い世代の市民が集う公民館が中心となり、子どもから大人まで、さまざまな世代の交流の機会を設け、ともに学習活動をするなかで、異世代間の交流を図る事業を実施し進めます。

(6) 近隣の関連機関・民間機関との連携事業の推進

市内及び近隣の教育機関と連携し、市民の学習機会の拡充を図り、市民の学びが、学習活動につながるように支援を進めます。また地域の企業や地域で活動している団体・民間研究所及び商店街や農家なども連携し、地域の活力を活かし新たな学習活動を提供し支援します。

(7) 行政等関係部署と連携した学習機会の提供の推進

市内の社会福祉協議会などの福祉部門や国際協会、また東京都立多摩図書館などとの連携により、地域における市民の学習活動の充実を図るとともに、公民館と図書館が連携し、さまざまな学習を活かした公民館活動や図書館活動を推進します。

取組の柱2 学びを活かす機会の創出

市民が学習した成果を発表する機会をつくり、その学びが社会の評価を得ることで生きがいを感じられるように支援していくことが大切です。また、地域で活動する学習コミュニティの活性化を支援し、地域全体の教育力の向上に向けた取組を推進することが求められています。

学習成果を地域に還元することで、市民が互いに学ぶ循環型の学習環境の整備を進めます。また、市民の学習が地域のまちづくりに還元され、コミュニティの活性化が図られるように、自ら学び考え行動する、地域づくりを担う市民の育成を目指します。

【主要施策】**(1) 相互学習支援の推進**

市民の学習活動の成果を広く発表する場を公民館や図書館に設け、自らの学習活動が多くの人の目に触れ、適性に評価されるような機会の充実を図ります。

(2) 学習の地域還元の推進

市民が学んだ成果が地域で共有化され、さらに学習活動の充実が図られるよう、公民館で地域へ還元できるような講座や公開事業などを進めます。

(3) 学習成果の活用の推進

市民の学習成果情報を広く発信し、地域の人材情報の整備と提供を進め、学校などでの活用を図ります。また、公民館で地域づくり講座などを実施し、学んだことを地域の学習活動に還元する仕組みづくりを進めます。

(4) 文化財を活かした地域コミュニティの形成への支援の推進

国分寺市の文化財を活用し、公民館での地域史講座や図書館での文化財学習コーナーなど、ふるさと文化財課や地域で学習するグループとの連携によって、国分寺市の特色である歴史遺産を活用したまちづくりを推進し、地域の活性化と地域コミュニティの形成を支援します。

(5) 指導者等の育成の推進

市民の学習活動がさらに発展し活性化することを目指し、学習力の向上と市民の力がともに発揮できるように、子どもから大人まで地域で活躍するリーダーや指導者など、地域活動の担い手となる人材の発掘と育成を進めます。

(6) 学習支援体制の推進

地域の特性を活かした学習活動や地域のまちづくりの活性化を目指し、地域の情報ネットワークの形成を進め、市民やNPO、企業、学校と行政が連携し、地域づくりや市民の学習活動の支援体制の拡充を推進します。教育機関である公民館・図書館がコーディネーターの役割を担い、市民との協働によるコミュニティの形成を支援します。

【ビジョン3】 生涯スポーツ社会の実現を目指します

【国分寺市の目指す姿】

- 子どもから高齢者まで、市民だれもが参加してスポーツを楽しんでいます。
- スポーツ関連施設の整備やスポーツ活動への支援等により、スポーツに親しむことができる環境が整備されています。
- スポーツを通じて人や地域の相互の交流が広がり、地域の一体感が生み出され、地域づくりが進んでいます。

【現状と課題】

国分寺市では、平成18年10月に国分寺市スポーツ振興基本計画を策定し、計画的にスポーツ施策を推進しています。この間、東京学芸大学内の弓道場を借り上げ、小平市とのスポーツ施設の相互利用の開始等、利用施設を拡大すると共に、既存体育施設の利用コマ数の増加を図るなど、スポーツ空間の確保を図ってきました。また、地域に住む皆さんが、スポーツや文化的活動を通じて健康増進・体力づくりなどを行い地域のコミュニケーションの場ともなる「総合型地域スポーツクラブ*」を設立するなど、一定の成果を上げてきました。

競技スポーツとしては、都民体育大会、東京都市町村総合体育大会への、国分寺市代表選手(団)の派遣など、体育協会加盟団体を通じて選手の育成、競技力の向上を図っています。市内のスポーツ競技団体では、全国大会や地方大会で活躍している個人や団体が有り、実績を積み上げている競技が増えています。体育協会も市と協力し、さまざまな種目、年齢層のための競技力向上講習会の開催に取り組んでいます。

しかし、二か所のスポーツセンター体育室の合計の利用率が約90.6%、二か所の運動場の合計の利用率が約67.2%という現状からも分かるように、スポーツ空間の確保については更なる充実が求められているところです。また、総合型地域スポーツクラブの活動は進められていますが、財政的な基盤が脆弱であったり、活動に携わるスタッフが不足したりするなどにより、新たなスポーツクラブの設立には至っていないという課題があります。さらに、スポーツを通じた仲間づくり、地域づくり、健康づくりを市民自らが推進できるような支援を拡大するなどの環境整備を進めることも重要になってきています。

体育施設等の利用状況

体育施設(体育館)の利用率(平成 25 年度)

		利用コマ数	貸出可能コマ数	利用率
市民スポーツ センター	第一体育室	2,515	2,768	90.8%
	第二体育室	1,156	1,384	83.5%
ひかりスポーツ センター	第一体育室	1,240	1,324	93.7%
	第二体育室	1,263	1,336	94.5%
合計		6,174	6,812	<u>90.6%</u>

運動場の利用率(平成 25 年度)

	利用コマ数	貸出可能コマ数	利用率
けやき運動場	929	1,250	74.3%
戸倉野球場	872	1,431	60.9%
合計	1,801	2,681	<u>67.2%</u>

弓道場の利用率(平成 25 年度)

利用コマ数	貸出可能コマ数	利用率
838	952	88.0%

※コマ数…施設の貸し出しに際して、設定している利用時間の区切りの単位のこと。

取組の柱 1 健康づくりスポーツの推進

子どもから高齢者に至るまで、生活を楽しく豊かなものするために体力向上や健康増進を図ります。また、市民だれもがスポーツを身近に感じ、健康づくり、体力づくり、生きがいつくり、仲間づくりなどを実行できるよう推進します。

主催事業の開催や総合型地域スポーツクラブ*等、スポーツを通じた健康づくりを進めます。

【主要施策】**(1) 高齢者・障害者スポーツの充実**

高齢者または障害者の方が気軽に参加し、健康増進を図ることができる健康体操など、スポーツ事業を充実します。また、福祉という観点から自分の体力や障害の程度によってスポーツを親しむことができる環境づくりを進めます。

(2) レクリエーション活動の充実

気軽に楽しく体を動かすことのできるレクリエーション活動の場を充実します。より多くの活動の場を確保するため、市民の要望に応える施設整備の手法について市民とともに検討を進めます。

(3) 総合型地域スポーツクラブへの支援拡充

既存のスポーツ活動団体と、自治会、学校、障害者団体などとの連携や協力のもと、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を推進します。また、施設を気軽に利用できるように、情報の提供を進め、市民の参加を促進します。

(4) スポーツ推進委員*の活動の充実

心身ともに健康な市民を目指し、さまざまなニュースポーツ*に触れる機会の確保や、身近な自然に触れるとともに、最も気軽なスポーツであるウォーキングなどの事業の実施を図ります。

取組の柱2	競技志向スポーツの充実
--------------	--------------------

さらなる競技技術の向上を図り、大会で活躍する市民のサポートを進めます。スポーツの普及、指導者の育成に関しては、各種講習会を受講するなど、スキルアップを図っていますが、さらに講習会の充実を図りながら、より専門性の高い指導者の育成を推進します。限られた施設の中で、施設を有効に利用して環境面からのサポートを進めていきます。

【主要施策】**(1) 選手団派遣の推進**

都民体育大会や東京都市町村総合体育大会など、各種大会への国分寺市代表選手(団)の派遣を実施します。

(2) 市民体育大会の充実

あらゆる年齢層や競技レベルの方が参加できるよう、また、多くの市民が気軽に参加できるよう、競技種目の追加など内容の充実を図ります。

(3) 競技スポーツ選手養成の推進

スポーツには、健康増進や体力向上を志向するだけでなく、競技する喜びもあるため、試合による競技水準の向上が体験できるスポーツ大会などの開催を検討します。また、ジュニア講習会やシニア講習会など、市内での競技スポーツ選手養成の講習会を充実します。

(4) 体育協会への支援の充実

体育協会の一層の充実を図るために、各種体育協会加盟団体のレベルアップのための支援を行います。

(5) スポーツ推進委員*育成の推進

市民と行政とのパイプ役であるスポーツ推進委員が、専門性を身に付けるために講習会に参加し、最新の知識と技術を体得した指導者になれるよう支援します。

取組の柱3 スポーツに親しむ環境の整備

スポーツは、人と人の交流や地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成します。スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりは、地域社会の形成に大きな役割を果たすことから、スポーツ関連施設の整備を推進します。

身近な施設で手軽なスポーツを楽しむ機会の拡大を図り、スポーツに親しむ環境整備を進めることで、地域間の交流の基盤が形成されるよう推進します。

【主要施策】**(1) 市民の自主的なスポーツ活動への支援の推進**

自主的なスポーツサークル活動への支援を推進します。各スポーツ団体が積極的に総合型地域スポーツクラブ*の設立に参加し、クラブの継続的な運営や連携が図られるよう支援します。

(2) 身近な場所でスポーツに親しめる場の充実

地域や地区は近隣住民が最も親しく活動できる単位であるため、公園や広場など、身近な場所でレクリエーション活動やスポーツ活動ができるよう、場の充実、拡大を図ります。また、その地域の特色のある事業の支援を行います。

(3) 市民が気軽にスポーツを楽しむ機会の充実

定期的な体育施設の無料開放など、市民が気軽にスポーツを楽しむ機会の確保を充実します。地域、地区、市、団体が持つスポーツ情報を、市報や市ホームページ、各団体の機関紙、スポーツ施設マップなどで情報を提供します。

(4) 体育施設の維持管理の充実

老朽化が進む施設の修繕を計画的に行い、安全で快適に利用できる施設を維持し、市民のスポーツ活動の環境を整えます。

施策の方向性 V

歴史遺産を活かした歴史のまちづくりを推進します

【ビジョン1】 文化財に対する理解を深めます

【国分寺市の目指す姿】

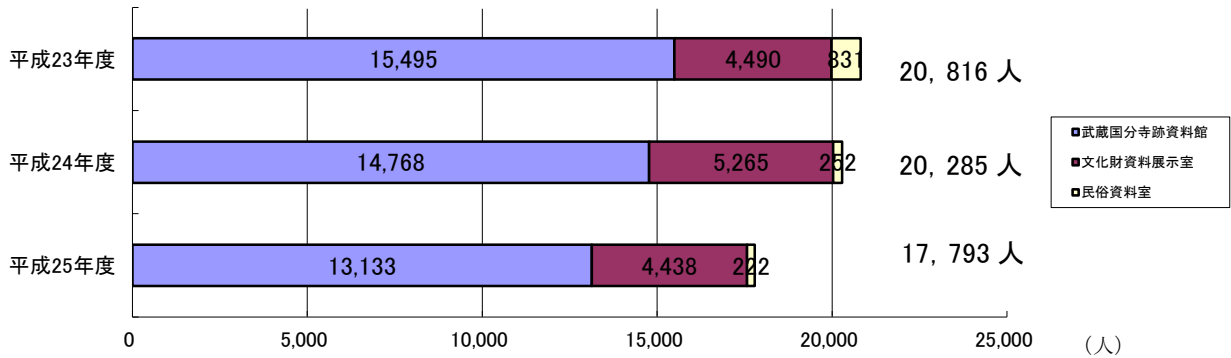
- 市民はさまざまな機会をとらえ、文化財に触れ、親しみ、理解を深めています。
- 市民自らがボランティアとして文化財の普及活動に取り組んでいます。

【現状と課題】

国分寺市は「歴史のまち」といわれるように、旧石器時代からの石器や土器、住居跡などの遺跡・遺物が発見され、また歴史的景観を有する東京都指定名勝「真姿の池湧水群」など多くの文化財が残されています。特に市名の由来ともなっている武蔵国分寺は全国60余国にあった国分寺の中でも最大級といわれ、由緒ある歴史遺産として国分寺市の魅力の一つとなっており、各地から多くの見学者が訪れています。

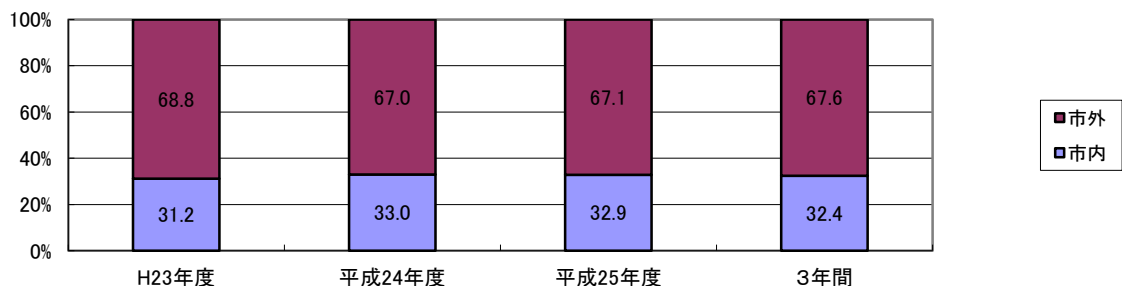
市教育委員会では、多くの見学者が国分寺市の文化財に触れ、文化財を理解していただくことを目的に、文化財展示施設での公開や史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の管理を行っていますが、市外からの見学者に比べ国分寺市民の見学者が少ない状況です。国分寺市民に、文化財に触れ、親しみ、理解していただくことが課題となっています。

文化財展示3施設(武蔵国分寺跡資料館, 文化財資料展示室, 民俗資料室)の入館者数



武蔵国分寺跡資料館 市内外居住地別入館者割合

※入館者アンケートから集計



取組の柱1 文化財普及事業の推進

国分寺市域では 35,000 年前ごろに人が住み始め、以来多くの歴史が刻まれ、その足跡としてさまざまな文化財が残されています。このような国分寺市の歴史や文化財に市民が触れ、学び、理解することは文化財愛護の気持ちを育み、さらには「ふるさと こくぶんじ」への思いとして国分寺市に誇りと郷土愛を持つきっかけとなります。特に子どもの時期から国分寺市の文化財に触れることで、早い時期から我がまち(国分寺市)を理解し、愛する心が生まれ、そして大人になって「ふるさと」として心に残ります。

市民が国分寺市の歴史や文化財に触れる機会を積極的に提供します。

【主要施策】**(1) 学校教育としての文化財活用の推進**

国分寺市内で発掘された石器や土器、古瓦など、市が所蔵する文化財を生きた教材として、小学生が学ぶ「総合学習」や「社会科(歴史)」の授業での活用を推進していきます。

(2) 校外学習事業の拡大

国指定史跡武蔵国分寺跡やその周辺地域の文化財に触れることができる郊外学習の場として、現在実施している市立小学校 10 校のほか、市立中学校5校及び市内の私立小・中学校に拡大します。

(3) 文化財に触れる機会の拡充(各種文化財普及イベントの開催)

市民が文化財を見る・学ぶ・訪れる機会となるように、埋蔵文化財発掘現場見学会や市内文化財めぐりなどの文化財普及イベントを拡充します。

(4) デジタル博物館*による文化財に関する情報提供の推進

インターネット環境があれば国分寺市の文化財を見ることができる「デジタル博物館」を開設し、日本全国に国分寺市の文化財情報を発信します。

(5) 国分寺市の歴史に関する情報提供の推進

国分寺市の歴史を市民に提供できるように、識見者による歴史講演会や市職員による歴史講座等の開催を推進します。また、歴史に関するパンフレットや書籍を刊行します。

(6) 歴史の伝承の推進

国分寺市の歴史を伝えるのは文化財だけではなく、地域に語り継がれてきている伝説や言い伝え、また地域で伝えられている食文化や民芸など多く残っています。これらを大人から子どもたちへ伝承していくため、生の声で直接語りかける機会を設け、推進していきます。

取組の柱2	ふるさと文化財愛護ボランティアの養成と活動支援
-------	-------------------------

市民の中にはすでに文化財を理解し、市と共に自らが文化財の保護・普及に貢献したいという思いを持ち、史跡地とその周辺を案内する「史跡ガイドボランティア」、史跡にとどまらずに国分寺市内の文化財を広く紹介する「文化財普及ボランティア」をはじめ、各ボランティア活動を行っている方々があります。また市でも、市民が文化財愛護の気持ちをもって、市民自らが文化財の保護と普及に関するボランティア活動をしていただきたいと考えています。市民がボランティア活動を行う上で必要な知識と技術、並びに活動の機会を提供し、市民が行う文化財の保護と普及に関するボランティア活動を支援します。

【主要施策】**(1) ボランティア活動者数の拡大(ボランティア養成講座の実施)**

史跡地とその周辺を案内する「史跡ガイドボランティア」、史跡にとどまらずに国分寺市内の文化財を広く紹介する「文化財普及ボランティア」をはじめ、各ボランティア活動への要望が増えています。これらに対応し、また市民自らによる文化財普及活動を促進するため、ボランティア活動の魅力発信とボランティア活動に必要な知識・技術・心構えを習得するボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動者数を拡大します。

(2) ボランティア活動事業の充実

ボランティアが活動を実施するうえで必要な情報共有、共通認識及び事業改善を図るため、市教育委員会とボランティアによる「ボランティア懇談会」を開催し、相互協力による事業の充実を図ります。

(3) ボランティア活動支援の推進

新しい調査結果や新たな事実の提供、市民への伝え方などの知識・技術の向上を図るため「スキルアップ研修」を充実します。

また、ボランティア活動をする事業に対し、必要に応じて人的又は物的支援を行います。

(4) ボランティアによる文化財普及活動の拡充

ボランティア活動は武蔵国分寺跡周辺での大人を対象としたものが多くあります。さらに活動対象を広げ、ボランティアが学校教育の場で子ども達を対象とした文化財普及活動を行うなど、幅広く市民による市民への文化財普及活動ができる場と機会の拡充を行います。

【ビジョン2】 市の歴史遺産の調査研究, 保存, 整備活用を進めます

【国分寺市の目指す姿】

- 国分寺市の歴史や当時の様相を究明するため, 国分寺市の文化財についての調査研究が進んでいます。
- 調査研究をもとに, 文化財の保存と整備, 活用が進んでいます。
- 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の公有化や整備が進み, 市民の憩いの場, 学習の場となっています。

【現状と課題】

① 埋蔵文化財

昭和40年代末以降, 市内の埋蔵文化財包蔵地^{*}全体で約1,000箇所に及ぶ埋蔵文化財の発掘調査や, 国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の事前遺構確認調査^{*}が行われ, 国分寺市内の遺跡の様相が明らかになりつつあります。

市教育委員会ではこれらの埋蔵文化財を大切に保存し, 調査研究成果の公開・活用を図っています。しかし, 現在, 保管している遺物量はコンテナ換算で約1万数千箱を超え, 収蔵庫は飽和状態になりつつあります。そのため, 収蔵庫での出土品の検索・取り出しが困難となり, 文化財展示施設での展示品の交換が行いづらい状況となっています。今後も増え続ける文化財の保管環境の整備が今後の課題となっています。

② 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡

埋蔵文化財の一つでもある, 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡を大切に保存し未来に引き継ぎ, また計画に基づく史跡整備地の確保のため, 昭和40年から史跡地公有化(買収)を進めていますが, いまだ公有化は70%を超えた程度であり, 引き続いての公有化を進めていく必要があります。

整備を進めるにあたっては, 「史跡武蔵国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画」・「史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)整備実施計画」の年次計画に基づき, 僧寺地区の整備事業を進めており, 現在, 平成43年度の完成を目指して遂行中です。しかし, 史跡整備事業地内にある道路の付け替え等の環境整備についての行政課題もあります。

③ 埋蔵文化財以外の文化財

市内の埋蔵文化財についてはその様相が明らかになりつつある反面, 埋蔵文化財以外の文化財については, 今までの調査では把握しきれていないものも多く存在すると考えられます。未把握の文化財を把握し, 今後どのように保護を図り活用していくかが課題となっています。

また, すでに把握しているもの, 文化財指定しているものについては所有者の協力を得て, 保存と公開活用を進めます。

取組の柱1 市内文化財の調査・研究の推進

国分寺市の歴史は古く、その痕跡は地下に眠っています。市の歴史究明を進めるため、市内の埋蔵文化財包蔵地*での埋蔵文化財調査・研究及び国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の調査・研究を進めます。また、今までの市の調査では把握しきれていない文化財も多くあることから、国分寺市域内に存する文化財の調査・研究を推進します。

【主要施策】

(1) 埋蔵文化財調査の推進

国分寺市域内では、35,000年前から人が住み始め、その痕跡が埋蔵文化財となって地下に眠っています。これらの埋蔵文化財に対し、文化財保護法で定める市内の埋蔵文化財包蔵地での遺構確認調査及び発掘調査を実施し、国分寺市内の遺跡の様相解明を進めます。

(2) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の究明の推進

国に指定されている、「史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡」の事前遺構確認調査*及び学術調査を実施し、武蔵国分寺跡及び東山道武蔵路跡の究明を進めます。

(3) 市内文化財総合調査の推進

教育委員会が把握できていない文化財がまだ多く残っていると考えられます。国分寺市内に存する文化財の所在及び状況を把握することを目的に、市内総合文化財調査を実施します。

そのうえで、その文化財が持つ歴史的背景や価値を調査研究していきます。

(4) 古文書及び民具の究明の推進

教育委員会には、まだ読み解かれていない古文書や使用方法がはっきりしない民具があります。これらについての調査研究を進めます。

(5) おたかの道湧水園内歴史的建造物保存修理事業の推進

江戸時代後期に弘化5(1848)年に建築された、市指定重要文化財「旧本多家住宅長屋門」の老朽化が進んだことから保存修理工事を行います。この保存修理工事の解体工事等にあわせて詳細な調査を行い、歴史的背景を研究します。

(6) 調査研究の成果(報告書)公開の推進

市教育委員会が進めているさまざまな文化財についての調査研究の結果を報告書にまとめ、公開し、市民の学びに提供します。

取組の柱2 文化財の保存・公開活用の推進

国分寺市には多くの文化財が残されています。文化財は後世へ伝えるため大切に保存されなければなりません。また多くの市民に公開され、文化財についての理解をいただきたいと考えています。市が現在保存・管理している文化財は多く、その収蔵庫は飽和状態となりつつあることから、出土品等の文化財を再整理し、保管環境の改善を図ります。またこの環境改善により保存文化財の出し入れを容易にできるようにし、これらの文化財の公開活用を推進します。

個人所有の文化財についても所有者の協力を得て保存と公開活用を進めます。

【主要施策】

(1) 出土した埋蔵文化財(出土品)の保存再整理の推進

出土品については、東京都基準「出土品の取扱い基準」・「出土品の再分類に関する基準」に基づき、保管を要するものと要しないものとに再分類します。これにより収蔵庫内の環境改善を図り、公開活用を推進します。

(2) おたかの道湧水園内歴史的建造物(旧本多家住宅長屋門)の保存・公開活用の推進

おたかの道湧水園内歴史的建造物(旧本多家住宅長屋門)の保存修理工事を行います。長屋門は建築後、増築・改築が行われています。この工事では建設当時の姿に復元することを基本とし、江戸時代末期の姿として公開します。

(3) 東京都指定名勝「真姿の池湧水群」の保存・公開活用の推進

日本の名水百選にも選ばれた東京都指定名勝「真姿の池湧水群」を所有者の協力を得ながら「国分寺市真姿の池湧水群保存管理計画(平成18年2月策定)」に基づき保存するとともに公開活用を推進します。

(4) 文化財展示施設を中心とした公開展示の充実

文化財のみではなく、国分寺市の歴史に関する新田開発などの資料は、文化財展示施設3箇所(武蔵国分寺跡資料館, 文化財資料展示室, 民俗資料室)及びLホール展示コーナー*で展示を行っています。この施設以外でも文化財等を見ていただけるように教育センターや公民館, 図書館などでの展示を推進します。

(5) 保存・公開施設の設置の検討

国分寺市の歴史的資料を適切に収蔵保管し、生涯学習や情報の集積・発信並びに学校教育と積極的な連携のもとで展示公開するための拠点として(仮称)郷土博物館が必要となります。

取組の柱3 史跡の保存・整備・活用の推進

地下に眠る 685(天武 14)年頃に整備された東山道武蔵路跡及び741(天平3)年に聖武天皇の「国分寺建立の詔^{こんりゅう みことり} *」により全国60余国に設置された国分寺の中でも最大級の面積を持つ武蔵国分寺跡を大切に保存する必要があります。歴史公園として整備し, 市民が史跡武蔵国分寺跡に触れながら憩える場や歴史学習の場として活用していきます。また, 整備のための事前遺構確認調査^{*}の結果を学術報告書として刊行します。

【主要施策】

(1) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の保存管理の推進

史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡を大切に後世へ伝えるため, 「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画(第2次)(平成24年4月策定)」に基づき, 適切な保存管理を進めます。

(2) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の指定地公有化の推進

地下に眠る遺構を守り後世へ引き継ぐため, また歴史公園用地確保のため, 史跡指定地の買収を推進します。

(3) 史跡武蔵国分寺跡保存整備事業(僧寺地区)の推進

史跡整備に先行する事前遺構確認調査の結果をもとに, 武蔵国分寺跡(僧寺跡)の往時の姿を体感でき, 市民憩いの場, 学習の場となるように, 平成 43 年度完成を目標に歴史公園としての整備を進めます。

(4) 史跡地内の道路付け替えの行政課題への対応の推進

史跡武蔵国分寺跡指定地内に都市計画道路3・4・1号線の計画があります。またすでに生活道路も存在します。地下遺構の保全を第一に, 復元整備される歴史公園の価値を損なうことのないよう, 関係部署とともに史跡と共存が可能な見直しを検討します。

(5) 事前遺構確認調査学術報告書作成の推進

平成 15~24 年度にかけて実施した僧寺地区第1期事前遺構確認調査の成果をまとめ, 学術報告書を作成して公開します。



★資料編★

- I 用語解説
- II (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会設置規程
- III (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会委員名簿
- IV (仮称)国分寺市教育ビジョン(案)に関する
ヒアリング実施概要
- V (仮称)国分寺市教育ビジョン(案)市民説明会
実施概要
- VI (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会開催経過

I 用語解説

	用語	ページ	解説
あ行	ICT	26,28,35,37,52	Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信などのコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。
	アイヌの人々(の人権問題)	12	アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在している人権問題。
	HIV	12	Human(ヒト) Immunodeficiency(免疫不全) Virus(ウイルス)の略。人の免疫細胞に感染してこれを破壊し、最終的にエイズ(後天性免疫不全症候群:AIDS)を発症させるウイルス。
	Lホール展示コーナー	66	国分寺駅ターミナルビル8階「Lホール」に隣接している文化財の展示コーナー。国分寺市の文化財や歴史資料を展示紹介している。
	OJT	30	On the Job Trainingの頭文字をとったもので、工作中、仕事遂行を通して訓練をすること。
か行	貸出ポイント	52	予約資料等の受け取りができる機能を利便性の高い公共施設等に設置しているもの。
	学習指導要領	18,20	小・中学校等における教育課程を編成する際の基になるもので、学習内容や配当数等が示されている国の基準。約10年ごとに改訂が行われる。
	学校運営協議会	33	保護者、地域住民等に学校運営の状況を周知するとともに、保護者、地域住民等の意見を聴取し、開かれた学校づくり及び特色ある学校づくりの推進に資するため各学校に設置している組織。
	環境家計簿	15,35	使用された電気・水道・ガスの使用量をグラフ化し、見える化を図ることにより、省エネに対する意識を高めるもの。
	規範意識	11,16	社会のルールの大切さを理解し、それらを守ろうとする意識。
	キャリア教育	22	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。
	給食残菜	38	給食での食べ残しのこと。
	教育資源	31	教育に役立つ資源、ボランティアや専門性のある講師などの人的な資源と図書館や教室などの物的な資源に分けられる。
	教育相談員	40,41,44	市内の幼児・児童・生徒など青少年の教育上の悩みについて個別の相談に応じ、その健全な養成を図るために教育相談室に配置されている臨床心理士、言語聴覚士、教育に関する専門家。
	教員のライフステージ	28	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。ここでは、教職における段階を意図している。
	ゲストティーチャー	14,31,33	特別に指導者として招いた講師。地域の方や保護者、専門家など、さまざまな人材の協力を得ている。
	校内委員会	41	障害のある児童・生徒に対して、全校的な支援体制を整備するために各学校に設置する組織。
	公民館運営審議会	47	公民館の館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する審議会。(社会教育法第29条)
	合理的配慮	41	障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
	国分寺建立の詔 <small>こんりゅう みことりの</small>	67	<small>てんびょう</small> 天平13(741)年、 <small>しょうむてんのう</small> 聖武天皇が国家の災難や不安定を仏教により鎮め、 <small>みことりの</small> 護るため、全国60余国に国分寺をつくるよう命じた詔。

	用語	ページ	解説
か行	個別支援委員会	42	特別な支援を要する子ども一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、その子どもが必要としている支援を検討し、具体的な支援の在り方について、学校に指導助言を行う機関。
	コミュニティ・スクール協議会	33	保護者、地域住民等がその地域の学校の運営に参画することにより地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、学校の運営に関し協議する機関として、教育委員会が指定する学校に設置する組織。(指定を受けた学校の学校運営協議会は、コミュニティ・スクール協議会と称する。)
さ行	市教育研究会	20,28	国分寺市立学校の教職員で構成する任意研究団体であり、研究発表会等を行っている。
	自校式による給食の提供	35,38	学校給食の調理方式の一つで、学校ごとに調理場を設けて、調理した給食を提供する方式。
	自己効力感	26,27	自分に対する信頼感や有能感のことをいう。「自分にはここまでできる」という思いのこと。
	事前遺構確認調査	64,65,67	国指定武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の史跡整備を行うにあたって、事前に行う、遺構の当時の状況を把握するための発掘調査。
	実行委員会方式	52	公民館で開催する事業の企画から運営までの活動を、参加する市民によって実施していくシステム。
	児童文学講座	51	児童文学に関するテーマについて、関連する講師を招いて開催する講座。
	市民大学講座	54	社会教育・生涯学習のプログラムの一つ。国分寺市では、東京経済大学と教育委員会が連携し、毎年講座を開催。
	授業改善推進プラン	19,20,21	東京都教育委員会が毎年7月に実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づいて編成する授業改善のための指針。毎年各市立小・中学校で更新している。
	食育	25,35,38	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	人事考課制度	28	現状の課題を上司と一緒に考え、部下本人の力量のアップを支援すること。その役割は、組織の目標を達成できるような人材を育成すること。所属職員の指導育成の方策や校内の人事に望ましい配置、教育職員の資質・能力やモラルの向上、学校運営の改善及び学校組織の活性化等を実現するために実施される。
	スクールカウンセラー	44,45	教職員と連携しながら、児童・生徒・保護者の抱える問題の解決を支援する臨床心理士。児童・生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する。東京都教育委員会から、各校に配置されている。
	スクールソーシャルワーカー	40,44,45,46	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるもので、職務を適切に遂行できる者。
	スタッフ制度	52	円滑な公民館事業の運営を図るために、公民館長が依頼する人材の協力を得る制度。スタッフは公民館職員と連携し、事業の企画・提案や運営を行う。
スポーツ推進委員	58,59	当該市町村のスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対する、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。	
生活指導部会	46	各学校に設置されている校内分掌組織の一つ。生活指導にかかわる諸問題を担当する部会。	

	用語	ページ	解説
さ行	青少年育成地区委員会	34	国分寺市における青少年の健全育成を図るため、市内5地区(東・西・南・北・中央)に委員会があり、各地域の子どもたちを対象にさまざまな活動を実施するとともに地区委員会の連絡会や委員研修を開催し、5地区相互の連絡や情報交換等を行う組織。
	青少年問題協議会	34	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策に必要な事項について、調査・審議すること、並びに必要な関係機関相互の連絡調整を図る組織。
	セーフティ教室	23,25	子どもの非行を防止し、また、子どもを犯罪被害から守るための取組として、学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携しておこなう指導。
	総合型地域スポーツクラブ	56,58,60	一般的に「地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じたさまざまなスポーツ機会を提供する、『多種目』『多世代』『多志向』のスポーツクラブ」のこと。「スポーツ基本計画」平成24年3月文部科学省策定)
	相談カード	45	児童・生徒・保護者等が、必要な時に相談できるように、教育相談室等の相談電話を明記したカードのこと。
た行	対面朗読サービス	50	視覚障害者向けに要望する資料を対象者に直接朗読するサービス。
	ダイアグラム	45	不登校状態にある児童・生徒に対して、児童・生徒の現状を分析するため用いるグラフのこと。これに基づき、支援の手立てを見つけ、再登校のため指導を行う。
	地域会議	54	公民館と地域で活動している団体・施設・個人が参加する会議。公民館を拠点に、子どもから大人まで、ともに育ちあい、学びあい、豊かな関係が生み出される地域づくりを目指して、情報や意見の交換を行い、地域に根差した事業を実施。
	地区防災センター	39	避難所、医療救護、物資配布、情報伝達等の機能を有しており、災害発生時に災害対策本部と地域を結ぶ拠点となる。市と市民が協力して運営する。
	デイジー	49,50	DAISY(デイジー)=Digital Accessible Information Systemの略。視覚障害者向けのデジタル音源資料のことで、視覚障害者や本を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書国際情報規格。CDに録音され、カセットテープに比べ音質も良く劣化もない。
	適応指導教室(トライルーム)	44,45	国分寺市教育委員会が、長期に欠席している不登校の児童・生徒を対象に、ひかりプラザ内に設置している教室のこと。学習の援助やさまざまな体験を通して、在籍校への復帰を目指している。
	デジタル博物館	62	国分寺市立図書館のホームページにある、国分寺市の文化財の紹介コーナー。国分寺市の文化財に関する資料を、誰もが国分寺市立図書館ホームページを通して迅速に入手できる。
	デマンドコントロール	35	電気料金のうち、基本料金は30分間単位で分割した最大電力(デマンド値)で決められるため、その最大電力を抑えることにより、電気料金を削減すること。
	同和問題	12	封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々な形で現れている人権問題。
	特殊教育	40,42	障害の種類や程度に対応して教育の場を整備し、そこできめ細やかな教育を効果的に行う。教育の場として、盲・ろう・養護(知的障害、肢体不自由、病弱)学校、特殊(知的、肢体、病弱、弱視、難聴、情緒)学級、通級指導(言語、難聴、情緒)教室が設置された。東京都は心身障害教育と呼んだ。
	特別支援学級介助員	41	特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、学校生活への適応等を支援し、学級運営の充実を図るために配置された者。

	用語	ページ	解説
た行	特別支援教育	18,40,41,42,43	特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかった学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症も含めて障害のある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて支援を行う教育。
	特別支援教育クラスアシスタント	41	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の学校生活への適応等を支援し、学級運営の充実を図るために配置された者。
	特別支援教育コーディネーター	42	児童・生徒への適切な支援のために、関係機関・者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として指名された教員。
	特別支援教育支援員	41	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、校内に設置する特別支援教室において、個別指導等を行う者。小学校もしくは中学校の教員免許を有する。
	特別支援教室	41	通常の学級の中で、児童・生徒が教科指導の補充を図るために所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室。
	図書館運営協議会	47	図書館の運営に関し、広く市民の意見を反映させるための教育委員会の諮問機関。
	としょかん福袋	49	国分寺市立図書館の「家庭読書の日」(毎年11月上旬の一週間)にちなみ、図書館職員が推薦する対象学齢向け図書を、図書館の袋に入れて貸し出す事業。
な行	ニュースポーツ	58	一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指す。新しいスポーツというわけではなく、古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツも含まれており、もともとあったスポーツを変形・改良したものもある。
は行	発達障害	40,41,42	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
	発達障害者支援法	40	(平成16年12月10日法律第167号)自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害のある者に対する支援等について定めた法律。平成17年4月1日施行。
	PDCA	30	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
	非構造部材	35,39,52	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、照明器具等のこと。近年の大規模地震では、非構造部材の被害が発生している。
	副籍制度	41	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。
	弁当併用外注方式	35	学校給食の調理方式の一つで、弁当の持参または外注委託により調理される弁当のいずれかを選択する方式。
	放課後子どもプラン	19,23,54	教育委員会と地域、学校の連携のもとで行う、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのための放課後対策事業。市立小学校の学校施設を利用した遊びの場、学びの場、体験の場などがあり、運営は保護者や地域住民によって行われている。

	用語	ページ	解説
ま行	埋蔵文化財包蔵地	64,65	埋蔵文化財(地下に埋蔵されている文化財)の存在が知られている土地。国分寺市内には58カ所存在する。
や行	薬物乱用防止教室	23,25	薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れる深刻な情勢の中、政府が講じた薬物乱用の有害性・危険性の啓発や、地域や児童・生徒等の発達段階を踏まえた薬物の有害性・危険性に関する指導を行う対策。
	ユニバーサルデザイン	37	調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと。
	読み聞かせ講習会	51	地域や学校で読み聞かせをしようとしている方を対象にした講習会。
ら行	レファレンスサービス	50	調査・研究・学習において必要な資料の提供を支援するサービス。

Ⅱ (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会設置規程

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条（教育振興基本計画）第2項の規定に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育ビジョン」という。）を策定するため、（仮称）国分寺市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を国分寺市教育委員会に報告する。

- (1) 教育ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他市における教育の振興のための施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育部教育総務課長
- (4) 教育部学務課長
- (5) 教育部学校指導課長
- (6) 教育部学校指導課統括指導主事
- (7) 教育部社会教育・スポーツ振興課長
- (8) 教育部ふるさと文化財課長
- (9) 教育部公民館課長
- (10) 教育部図書館課長
- (11) 国分寺市立学校長 4人以内

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長、副委員長は教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができ

る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は，別に定める。

附 則

この訓令は，公表の日から施行する。

Ⅲ (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会委員名簿

職 名	氏 名
教育長	◎ 松 井 敏 夫
教育部長	○ 小 山 則 夫
教育部教育総務課長	新 出 尚 三
教育部学務課長	本 多 美 子
教育部学校指導課長	布 宮 英 明
教育部学校指導課統括指導主事	松 浦 素 明
教育部社会教育・スポーツ振興課長	上 田 晴 世
教育部ふるさと文化財課長	島 崎 進 一
教育部公民館課長	山 崎 明 子
教育部図書館課長	藤 川 浩 二
市立第四小学校校長	古 屋 真 宏
市立第九小学校校長	酒 井 原 美 保
市立第一中学校校長	花 田 茂
市立第五中学校校長	石 川 鋭 一 郎

◎委員長 ○副委員長

Ⅳ (仮称)国分寺市教育ビジョン(案)に関するヒアリング実施概要

実施日	ヒアリング対象者(団体)
平成 26 年 8 月 15 日 (金)	学識経験者 ・前港区教育委員会教育長 高橋 良祐 ・東京家政大学家政学部児童教育学科准教授 半澤 嘉博
平成 26 年 8 月 21 日 (木) 平成 26 年 12 月 4 日 (木)	教育委員
平成 26 年 10 月 17 日 (金)	図書館運営協議会
平成 26 年 10 月 21 日 (火)	社会教育委員
平成 26 年 10 月 24 日 (金)	PTA 連合会
平成 26 年 11 月 4 日 (火)	公民館運営審議会
平成 26 年 12 月 3 日 (水)	国分寺障害者団体連絡協議会 ※文書にて意見提出
平成 26 年 12 月 16 日 (火)	校長会

Ⅴ (仮称)国分寺市教育ビジョン(案)市民説明会実施概要

回	開催日時	開催場所
第 1 回	平成 27 年 1 月 13 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分	市役所第一庁舎 3 階 第 1・第 2 委員会室
第 2 回	平成 27 年 1 月 19 日 (月) 午後 7 時 00 分～午後 8 時 30 分	ひかりプラザ 5 階 教育資料室
第 3 回	平成 27 年 1 月 24 日 (土) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分	ひかりプラザ 5 階 教育資料室

VI (仮称)国分寺市教育ビジョン検討委員会開催経過

回	開催日時	検討内容等
第1回	平成26年5月13日(火) 午後4時00分 ～午後5時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会設置と委員委嘱について ・今後のスケジュールについて ・ヒアリングの実施について ・基本理念について ・今後の進め方について
第2回	平成26年6月10日(火) 午後3時30分 ～午後4時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)教育ビジョン(案)と他計画との関係性について ・(仮称)教育ビジョンの骨格(案)について ・今後の進め方について
第3回	平成26年7月8日(火) 午前10時00分 ～午前12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)教育ビジョンの骨格(案)における主な取組と主要施策について ・今後の進め方について
第4回	平成26年7月15日(火) 午後3時30分 ～午後5時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)教育ビジョンの骨格(案)における主な取組と主要施策について ・(仮称)教育ビジョンの骨格(案)の課題について ・今後の進め方について
第5回	平成26年7月22日(火) 午前10時00分 ～午前11時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)教育ビジョン(案)の原稿作成について ・今後の進め方について
第6回	平成26年8月25日(月) 午後1時00分 ～午後3時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)教育ビジョンの骨格(案)の修正について ・(仮称)教育ビジョン(案)の検討について ・検討小委員会の設置について ・今後のスケジュールの修正について
第7回	平成26年10月2日(木) 午後3時00分 ～午後5時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・検討小委員会での検討結果について(報告) ・(仮称)教育ビジョン(案)の検討について
第8回	平成26年10月23日(木) 午後3時00分 ～午後4時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)教育ビジョン(案)の検討について ・ヒアリングの結果について(報告) ・今後の進め方について

第9回	平成26年11月6日(木) 午前8時30分 ～午前10時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング結果から計画全体への意見の反映について ・ヒアリング結果から学校教育・社会教育部分への意見の反映について
第10回	平成26年11月25日(火) 午前10時00分 ～午前12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・用語解説について ・市民説明会の開催について ・(仮称)教育ビジョン(案)の検討について
第11回	平成26年12月12日(金) 午後1時00分 ～午後3時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施について ・市民説明会の進め方について ・用語解説について ・ヒアリング結果から意見の反映について
第12回	平成27年2月5日(木) 午前10時00分 ～午前12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントで提出された意見の反映について ・前文及び資料編の原稿確認について

国分寺市教育ビジョン

平成 27 年 2 月 26 日教育委員会決定

発行：国分寺市教育委員会

編集：教育総務課企画係

〒185-0034 国分寺市光町一丁目 46 番地 8

国分寺市ひかりプラザ 4 階

電話 042-574-4040(直通) FAX 042-574-4055

e-mail kyouikusoumu@city.kokubunji.tokyo.jp

